

平成27年第4回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成27年9月18日																																																				
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																																				
開 会 （ 開 議 ）	9月18日午前9時00分宣告（第3日）																																																				
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 山 本 隆 史</td> <td style="width: 50%;">2 番 城 内 敏 之</td> </tr> <tr> <td>3 番 井 戸 太 郎</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>9 番 高 幣 幸 生</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之	3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹	9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																								
1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之																																																				
3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝																																																				
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																																				
7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹																																																				
9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子																																																				
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																																				
欠 席 議 員	な し																																																				
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>中 島 伊 三 郎</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>理事（上下水道課長）</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 参 事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 参 事</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>岡 田 守 男</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>岡 田 康 裕</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 主 幹</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 主 幹</td> <td>浦 井 久 嘉</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 主 幹</td> <td>竹 吉 一 人</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	中 島 伊 三 郎	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	経 堂 裕 士	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	理事（上下水道課長）	島 野 千 洋	税 務 課 長	西 脇 洋 貴	住 民 生 活 課 長	上 田 武 司	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	政 策 推 進 課 参 事	巳 波 規 秀	総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至	都 市 建 設 課 参 事	岡 田 守 男	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容	総 務 防 災 課 主 幹	岡 田 康 裕	住 民 生 活 課 主 幹	中 村 九 啓	福 祉 課 主 幹	今 田 良 弘	福 祉 課 主 幹	松 本 光 弘	都 市 建 設 課 主 幹	大 辻 孝 司	都 市 建 設 課 主 幹	浦 井 久 嘉	都 市 建 設 課 主 幹	竹 吉 一 人	教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹	乾 充 喜
町 長	岩 崎 万 勉																																																				
副 町 長	中 島 伊 三 郎																																																				
教 育 長	岡 弘 明																																																				
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																																																				
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																																																				
理事（総務防災課長）	経 堂 裕 士																																																				
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																																																				
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																																																				
理事（上下水道課長）	島 野 千 洋																																																				
税 務 課 長	西 脇 洋 貴																																																				
住 民 生 活 課 長	上 田 武 司																																																				
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																																				
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																																																				
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																																																				
政 策 推 進 課 参 事	巳 波 規 秀																																																				
総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至																																																				
都 市 建 設 課 参 事	岡 田 守 男																																																				
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容																																																				
総 務 防 災 課 主 幹	岡 田 康 裕																																																				
住 民 生 活 課 主 幹	中 村 九 啓																																																				
福 祉 課 主 幹	今 田 良 弘																																																				
福 祉 課 主 幹	松 本 光 弘																																																				
都 市 建 設 課 主 幹	大 辻 孝 司																																																				
都 市 建 設 課 主 幹	浦 井 久 嘉																																																				
都 市 建 設 課 主 幹	竹 吉 一 人																																																				
教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹	乾 充 喜																																																				

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主 幹 主 任	上 田 昌 弘 田 中 裕 美 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

平成 2 7 年 第 4 回 (9 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 2 7 年 9 月 1 8 日 (金)
午 前 9 時 開 議

日程第 1 一 般 質 問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
7	3 番	井戸 太郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 無駄な形だけの会議、委員会、協議会の廃止を 2 平群駅前開発の現在の状況について 3 待機児童ゼロ？待機している人がいるよ。実態に合う公平なルールを作るべきではないか。
8	1 2 番	馬本 隆夫	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化した町営住宅の運営について 2 公共施設の集約・複合化に「かしのき荘」を 3 平群町公共交通空白地域の解消について
9	5 番	稲月 敏子	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険総合事業実施について 2 コミュニティバス西山間ルート第1便について 3 長屋王御陵公園の照明・安全性について
1 0	1 番	山本 隆史	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもを取り巻く家庭や教育、社会環境の変化について
1 1	8 番	山田 仁樹	<ol style="list-style-type: none"> 1 空き地・あき家の敷地に繁茂した雑草等の除去について 2 コミバス無料運行で歳出減を図り通園・通学バスに

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

おはようございます。連日御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成27年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員による一般質問は終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号7番、議席番号3番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○3 番

おはようございます。若者の意見も取り入れて真摯に対応してください。よろしく申し上げます。それこそオール平群と感じております。

では、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして大きく3点について、質問させていただきます。

大きく一つ目、無駄な形だけの会議、委員会、協議会の廃止を。

現在、平群町では、多くの会議、委員会、協議会、審議会が開催されています。法律で義務づけられているもの、法律では義務づけされていないものの条例で定められている会議、協議会等多くあります。

ちなみに現存する公的な会議の中で条例で報酬が伴うものだけで少なくとも51あります。年間トータルどのくらいの数の会議が行われているのか実際把握するのも困難な状況であります。

会議、協議会を開催するに当たって、資料の作成、委員への個別配付、開催に当たっての会場設営・準備・撤収、会議開催中の事務と職員の負担がかなり大きいです。

このような会議が多ければ多いほど、職員が本来すべき業務に支障を来すこととなります。また、場合によっては資料作成等のコンサルタント料、委員報酬などの費用が発生します。

無駄を積極的に省かなければならない平群町にとって、形骸化している無駄と言っても過言ではないような意義の薄い会議は廃止すべきだと考えます。

例を挙げるとするならば、公共交通会議です。多大なコンサルタント料、年間200万円以上かかっています。人件費、そして職員の手間がかかっています。にもかかわらず、会議においては議論どころか発言もほぼなしです。事務局の提案をそのまま承認され、修正されるものもありません。これまでの公共交通会議は、コミュニティバス導入の際に補助金を得るために必要不可欠でしたが、実証実験期間が過ぎた今となつては、廃止しても何ら問題はないと私は思います。議会における公共交通対策特別委員会、総務建設委員会、定例会議で十分議論できると考えます。

法律で義務づけられているものを除き、形骸している会議、協議会、審議会の廃止を検討していただきたいが、いかがでしょうか。

大きく2点目でございます。

平群駅前開発の現在の状況についてお聞きします。平群駅前開発について、住民の方々の関心は大きいです。また、刻一刻と変化する状況の中で、さまざまなうわさが町中飛び交う状況でもあります。

住民の方々の要望の声とともに現在の進捗状況、計画についてお聞きしたいと思います。

小さく一つ、駅前の商業ビルの計画は。いつビルが建つのかという声をよく耳にします。一般的に駅前に商業ビルが建つというのが普通だと思います。住民の方々がそう思うのももっともだと思います。駅前にビルを建てて商業施設をつくるのが駅周辺整備事業の目的だと思ってる方も住民の方では少なくありません。

小さく2番目、時間貸しの駐車場の計画は。平群は坂の多い地域で駅から離れたところに住宅地が多いです。自動車がなくては駅まで行けない住民の方も多いため、当たり前ニーズだと言えます。この駐車場の件についても住民の方から多くの要望をいただいています。

小さく三つ目、平群駅改札の移動は。この件に関しましては、平成25年12月議会の一般質問にて要望を提案しました。自動車でのアクセス、駅から見えた景観等を考慮すると、駅改札がロータリーの目の前にあることが自然であると考えからです。住民の方の駅周辺整備事業への理解をより多く得るためには必要ではないでしょうか。

小さく四つ目、大型コミュニティー施設の土地確保の状況は。大型コミュニティーホール建設に当たっては、大きく二つの問題があります。土地確保の問題、建設費の問題です。土地確保については1万平方メートル必要であるという財政シミュレーションが町から出されました。ちなみにその前の平成26年9月の議会においては3,000平方メートルほど確保できる予定と答弁され

ました。土地確保について確認したいと思います。実際にコミュニティーホールの土地の確保をできるのか。その駐車場はどうするのか。3,000平方メートル以上確保できるのか。それともシミュレーションどおりの1万平方メートル確保できるようになったのかをお聞きします。

小さく五つ目、土地区画整理組合が赤字になった場合の平群町の債務保証上限5億円ではありますが、そのうち実際は支払いは幾らになるのでしょうか。また、支払いはいつごろになると予想されますか。平群町の財政規模で5億円はとてつきついです。もしこれが現実になれば非常に厳しいと言えます。

大きく三つ目、待機児童ゼロ、待機児童している人がいるよ。実態に合う公平なルールをつくるべきではないか。

平群町は、待機児童ゼロを掲げています。しかし、実際私が知る限りにおいて、少なくとも複数の方から、こども園に入園したいが空きがなく断られたと聞いています。現在も入園を希望しながら待っておられます。これは、明らかに待機児童であると思いますが、どういうことなのでしょう。待機している子どもの保護者からすれば待機児童ゼロと掲げているのはとても腹立たしいことだと思います。掲げている言葉が実態と合っていないのではないのでしょうか。また、待機している児童がいるのだから、この場合、待機児童をきちんと把握し入園の順番など、公平なルールをつくるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点でございます。よろしく申し上げます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは井戸議員の大きな一つ目の無駄な形だけの会議、委員会、協議会の廃止についてお答えいたします。

現在、本町の各担当課が所管する業務において、会議や委員会、協議会あるいは審議会などが必要に応じて開催させていただいているところであります。住民サービスあるいは行政を進めていく上で審議会、委員会、協議会等によります手続の必要性、意見、意思決定等さまざまな分野にわたって開催をしていただいております、非常に大事な行政機関であるというふうに認識しております。

開催するに当たっては資料等の作成、あるいは会議の設営準備、開催中の事務等については当然必要であるというふうに思っております。議員お述べの形骸化している無駄で意義の薄い会議があるならば、当然それは廃止の検討を必要と考えますが、しかし議員が例に挙げられた地域公共交通会議は地域のニー

ズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便性を向上させるため、地域の事情に応じたコミバス等の運行の形態、及び運賃事業計画等について地域の関係による合意形成を図る場として設置しておるところでございます。この公共交通は法定協議会でもございます。この地域公共交通会議の構成委員としましては、県や国、警察あるいは鉄道事業者、バス事業者、宅地事業者、また本町の各団体の代表など幅広く委員になってもらっており、各委員の皆さんから公共交通に対しまして、貴重な御意見をいただいております。この法定協議会は、平成18年10月に道路運送法の一部が改正され、自治体、乗り合いバス事業者、住民関係者等が地域交通を検討する地域公共交通会議の仕組みが導入されたものでございますので、大変大事な協議会というふうに思っておりますので、どうか御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、現在各担当課で開催している会議、あるいは委員会、協議会の中で形骸化していて無駄なものはないと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長

井戸君。

○3番

完全に無駄なものがないとおっしゃってすごい自信のほどがうかがえるんですけども、ちょっとお聞きしたいのが、幾つ実際に今、こちらのほうでは最低幾ら、どれぐらいとしかわからないので、公的な会議が幾つあるのか、年間トータルどれぐらいの数が行われてるか、もし把握しておられるならばお教えてください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

地方自治法の138条の4第3項に「地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」というふうに定められております。

本町では現在、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の中で51項目ございます。その中で法律的に必ず置く必要があるものというものが国民健康保険運営審議会、あるいは国民保護会議それから防災会議というふうに定められております。いわゆる法律で置くことができるもの、努力規定というのもございます。青少年問題協議会、あるいは図書館協議会、都市計

画審議会、公民館運営協議会、子ども・子育て会議とか、このようなものが置くことができるものの努力規定の中で含まれております。

それ以外にさまざまな協議会、審議会があります。全部で協議会で9項目、審議会で11項目、会議・委員会・審査会で12項目、その他で7項目と、その他報酬支給をしております関係の条例を定めております項目は12項目という全部で51項目ございます。

○議長

井戸君。

○3番

51項目ということは私の最低あると言うた数と同じなんですけど、調べた限りではもう少しあるのではないかと、少なくともあると思いますが、その数については結構です。年間はやっぱりわからないものなんでしょうか。わかれば結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

年間の回数についてはちょっと総務のほうでは把握していません。申しわけございません。

○議長

井戸君。

○3番

とにかくすごい数、例えば51、51じゃないと思いますが、80、70あったとしてもそれが年2回でも140回。すごい数になってくるわけです。今完全に無駄なものがないとあっさり言われてしまったんですが、協議されて、じゃあ一つお聞きしたいのが、会議でまず事務局が提案されると思うんですけども、それから審議会、協議会行われて、修正された事例がどのくらいあるのか。そういうことを知りたいのと、割合があれば教えていただきたいんですけども。私が記憶する限りではほとんど修正もなしと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

そういう協議会、審議会等で諮問も同じでございますが、修正とかというのは各所管課のほうでしか把握しておりませんので、私が今答弁する中では現在私としてはわかっていないというようなことでございます。

○議 長

井戸君。

○3 番

わかってないという状況でね、あっさりは無駄なものはないと。行政の立場上無駄なものがあると言ってしまうのもおかしいんですけども、やはりこの辺きちんと考えてほしいのは、お金というより職員の手間なんですね。今国からどんどん出てます、いろんな事務が。でも、国は決めるだけで結局町においてきて、町がせざるを得ないと。このままでいくといつまでたっても町の職員がふえない中で、業務ばかりがふえて本当に大変じゃないかと思うんですね。前向きなパワーを全て事務に使ってしまうと本当にもったいないと私は思うんですね。

公共交通会議の件で、大事とおっしゃられたんですけども、本当に地域のニーズを把握しているんでしょうかと私は思います。何回か、全部を傍聴したわけじゃないんですけども、今までの議事録でありますとか私自身も見させてもらった経験からいいますと、余りにもふがいない委員会の内容。無料で来ていただいている方には申しわけないんですけども、特に私の印象に残っているのは、どうですかという住民の方の要望に対して答えられたある方の話では、前任者と引き継ぎを行っておりませんと。前任者と引き継ぎを行ってない時点で会議に出るかとは私は言いたかったんですけど、傍聴の立場なんでね。ある方は、いやいやいや、うちの会社の状態が厳しいので、住民が意見を出しても全部そのときは断られました。例えば、バスをここへ回してほしいという自治連合会か長寿会の方がおっしゃったと思うんですけども、完全にある方は、いやもう無理ですと。全て無理ですと。住民の方の意見って、え、何、断るためにこの協議会やってるのかなというぐらいに感じました。やっぱり引き継ぎがしてないであるとか、そもそも発言がない。私がびっくりしたのはね、もう申しわけないんですけど、みんなね、もう————。もう下の、ぼーとしてます。ほんでね、無料で来ていただいているんで申しわけないんですけども、そういう方々には、ただ、その中でちょっとというのが、お金払ってますか。無料の方もおられると思うんですけども。

○議 長

全員、無料や。

○3 番

無料ですね。はい。ちょっともう少しそれを考えてほしいんです。僕としてはやっぱり一からきっちりと本当に必要かどうか考えて、本当に必要なものはやはりメンバー編成もきっちり考えてほしいと思うんです。例えば法定である

ものは除きまして、法定じゃないものはあくまでも努力義務ですから条例改正すれば廃止もできるわけです。簡単にはいかないかもしれませんが、できます。メンバーについてもほとんどが私が見る限りでは70代以上の方が多いですね。本当に一生懸命考えるならば若者の意見も聞くであるとか、例えば現役世代60歳未満を半数以上にするとか、本当に活性化するならそういう必要も大事だと思うんです。そういう件についてちょっとどういうふうに考えておられるのか。

まとめますと、まず、メンバー編成をきっちり考えていただけるのかどうか。それから、本当にこれからきちんともう一度調査といったらおかしいんですけど、大事な、形骸化してないかどうかを調べていただきましたんですが、いかがでしょうか。

○議長

総務防災課長、ちょっと待ってください。正式な法定協議会の場でしっかりとやっていただいておりますので、その辺きっちりと答弁してください。

総務防災課長。

○総務防災課長

議員例に挙げておられます公共交通会議の法定協議会でございますが、さまざまな委員さんに入っております。国の関係機関あるいはバス事業者、先ほど申しましたように警察、そういった方々の当然入っていただく中でいろんな御議論も意見もいただいた中でコミュニティバスの運営が成り立っているというふうに思っておりますので、そういった会議にはなっていないということを改めて申し上げておきたいと思えます。

それから、各委員会、そういった協議会については、先ほど申しましたように、やはり住民サービスあるいは行政を進めていく中では審議会、こういった委員会、協議会は手続によります必要性、意見、意思決定さまざまな分野にわたりまして、意思決定機関の中で開催させていただいている。単に寄って簡単に決めてるというわけではございませんので、そこはひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長

井戸君。

○3番

ちょっとね、御理解いただきたいって、理解できませんというか、こちらの話も理解していただけないのが不思議なんですけども、立場上ばかりを意識すると本当ね、町長御自身が隅から隅まで無駄を省くと言ってはるのに、その無駄を見えてなかったら本当困るわけですよ。これぐらいやりまじょうと私や

ったら思いますよ。その辺が私としてはすごい残念で仕方がないですね。

年齢層の偏りにしてもそうですし、住民の方々からいろんな意見を聞こうと思ったら、20代、30代、40代からどんどん呼んだらいいですよ。それがやはり充て職になっている。何々連合会であるとか、何々会の長であるならばやっぱりどうしても年齢層が上がってしまうわけですよ。実際、そうですね。そうとしか僕は言えません。うそつかないですし。

ただ、もう一つこの際だから言っておきますけど、これは意見だけで言っときますけども、立場上発言できない人物を入れるのもどうかと思うんです。例えば教育絡みのことで校長先生、教頭先生を呼ぶとかそういうことを、大事なあれはいいですよ。発言できるようなところはいいんですけども、ちょっと行政的に手を出しにくい部分だったら、やはりしゃべりにくい部分も出てきます。例えば、公共交通会議でしたら社会福祉協議会の方も呼ばれたと思いますけれども、子会社の社長が何をしゃべれますか、そこでってなりますよね。親会社の前で。普通に考えたら。絶対そんな意見言いにくいですよ。そういうのを人数にそろえて、数だけそろえてしていくとやはりそれこそ一体何をやってんのかなと僕やったら思います。これは本当意見だけです。もう次の質問に移ります。結構です。

○議 長

町長。

○町 長

議員はどんだけ実態を知った上でお話しなさってるのか私は甚だ疑問でございますが、こういった協議会は第5次総合計画にも書いてますように、住民協働の1番根幹的な部分でございます。そういう意味で議員御指摘の無駄な協議会はございませんので、もしあると言うんでしたらこれやと言っていただければ結構です。公共交通会議は先ほど課長が答弁したとおりに、国や県やあるいはさまざまな幅広い団体から意見を募るために広く委員になっていただいているわけございまして、その中で何か意欲のない委員がいらっしゃるとか、そういう発言は非常に失礼きわまりない発言であると私は思っております。それも訂正していただきたいぐらいです。皆さん真剣に考えて意見を述べていただいておりますので、それは申し上げておきます。

委員の若い年齢層ということは当然意識して幅広く委員になっていただいておりますので、そのことも申し添えておきたいと思っております。要するに議員は最初から無駄だと決めつけた発言をされておりますけども、町としては幅広くいろんな問題について町民の意見を聞きながら、行政を進めているということでございますので、余りそういう発言はよろしくないんじゃないかというふうに思っ

おります。

○議 長

井戸君。

○3 番

せっかく町長にそういう答弁をいただいたんで、いえいえ、僕は全部だめとは言っていないんです。こんだけ50、60もあればそういうものもあるんじゃないかと、そこをきっちり調べてくださいねということです。何も僕全部だめですなんて一言も言っていないんですから、そこちょっと勘違いのないようお願いします。もちろん大事なものもあります。私が見た感じで全くうそはついていないんで、現にその方はその場で言われたんですよ、きっちり。前任者から引き継ぎを行っていませんので、それはもう事実ですから。たまたまその場面だけを僕が見たんかもしれないですけどね。ただ、何回か出させてもらっていると、ほぼ全部そうでした。ということだけ、これは事実です。訂正もいたしませんし、事実でございます。次行って結構でございます。

○議 長

2点目の答弁をお願いします。都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは井戸議員の2点目、平群駅前開発の現状と状況、6点いただいております。随時お答えをさせていただきます。

まず、1点目の駅前の商業ビルの計画。あるいは2番目の時間貸しの駐車場の計画につきましては、同じく土地利用関連でございますので、一括して答弁させていただきます。

区画整理事業によります換地後の土地利用につきましては、基本的に地権者の御意向に委ねてるのが現状でございます。駅前のにぎわいと活性化を目指し、平成24年から25年当時に町とハウスメーカーを交えまして駅前地権者の方々に集まっていただき、集合住宅と商業店舗の計画を検討してきた経緯がございます。地権者の方々と幾度となく議論を重ねてまいりましたが、店舗つき住宅となりますと、建築コストによる地権者の負担も大きく、平群駅前での将来的な収益性の不安も含め、地権者の御意向を尊重しまして残念ながら不調に終わった経緯がございます。

さらにはコインパーキング等々につきましては、多額の自己資金を投入しての土地利用につきましては、非常に意識が低いように見受けられるところでございます。その後、駅前の地権者の方々の御相談もございまして町の中心地、玄関口という位置づけの地域であることから、町といたしましても平群駅西地区への店舗出店等につきまして、地権者と企業の橋渡し役ができるよう大手ゼ

ネコン、商業店舗誘致の専門の不動産会社等々とネットワークを構築いたしまして、出店規模を模索している状況であります。引き続き土地利用につきましては、地権者との連携を持ちながら事業進捗を見きわめ、最大限今後も努力をしてまいります。

3点目の駅前の改札の移動でございます。近鉄駅舎の件につきましては駅舎の移動とトイレの設置要望といたしまして、平成24年9月に町長が直接本社に出向きまして、その後も現在に至りますまで近鉄本社と協議、交渉を重ねております。現在、駅舎移転に発生する費用の中で鉄道事業者負担と町負担のすみ分けにつきまして鉄道事業者に町の考え方、負担要望を行い、現在近鉄社内調整中でございます。いずれにいたしましても事業も大詰めに来ておりますので、駅利用者の利便性の向上に向けて今後も努力をいたします。

4番目にロータリー駅舎まで等々道路の完成時期、スケジュールの問題でございます。決算審査の特別委員会の資料として提出をさせていただきました平成27年度は平群幼稚園北側周辺の道路築造、宅地造成、家屋移転等進めてまいります。平成28年度は役場前県道信貴山線の築造、また吉新交差点を起点といたしまして北へ約100メートル平群小学校校門付近まで、南へ120メートル区域界まで、東へ約100メートル銀行付近までの用地確保ができましたので、道路築造を計画しております。平成29年度は銀行から駅前広場まで、また、平群小学校から平群交番前交差点までを築造する予定でございます。ただ、国・県予算の関係がございますので、多少前後する可能性をお含みをいただきたいというふうに思います。

5番目の大型施設の土地確保の状況でございます。現在、町内部の関係課が集まりまして、プロジェクトチームにより協議が進められております。御質問の土地確保の状況でございますが、組合の事業計画に基づく保留地を約3,000平米、換地不交付として清算を希望されている地権者の土地を集約いたしまして換地し、必要面積を確保してまいります。現在、お住まいの方々には換地移転として御協力いただけるよう交渉を進め、用地確保に努めてまいります。

6番目の損失補償についてでございます。損失補償につきましては組合の保留地が土地の下落等によりまして、処分が困難な状況に陥り、組合に赤字が発生することが余儀なくされると見込まれた場合、町との協議によりその損失を補償するものであり、現時点では額等についてはお答えできない現状でございます。

以上、6点よろしく申し上げます。

○議 長

井戸君。

○ 3 番

詳しく、ありがとうございます。

まず、駅前ビルについても、これはあくまでも民間ということなので限界があると思います。情報提供等の協力はお願いしたいんですけども、駅校舎についても進んでいるということですね。

2番目の時間貸しの駐車場については厳しいと、今答弁でしたね。これについては最悪ニーズがあるならば、それを調査して町が主体で確保してもいいのじゃないかと思います。ある程度、ここであれば人件費等も今機械化されておりますので、町が参入してもまだ他のものに比べてやりやすいのかなとは感じます。

土地確保の件がややこしかったんですけども、頑張っておられるということですが、現段階でもうちょっと確認なんですけども、3,000平米というのが今限界なのでしょうか。それともある程度何千平米か今現時点で見込まれてる部分があるのかということですか。その件についてお聞かせ願いますか。

○ 議 長

都市建設課参事。

○ 都市建設課参事

駅前での土地確保の幾らなのかということをございます。基本的にはプロジェクトチームの必要な面積というのが確定次第確保してまいります。区画整理事業でございますので、換地して初めて確保ということになりますので、現時点では必要面積を換地により確保するという答弁でお許しをいただきたいと思っております。

○ 議 長

井戸君。

○ 3 番

わかりました。3,000平米ということでまだまだ計画の段階でもなりにくいところですね。一生懸命努力されてるということ。ただ、今になって財政的な問題もはらんでおまして、先ほど申し上げましたように土地の確保の問題、財政的な確保の問題なんですけれども、このまま進めていただいたとして、もし今問題となっている、オリンピックも決まらまして建設費がさらに高騰してしまっている状況の中で、もし建設を断念することになったとすれば、確保した土地の利活用は考えておられるのでしょうか。あらゆるパターンを想定しておくべきだと思いますけれども、いかがですか。

○ 議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

確保の状況によりますけども、基本的に換地でございますので、個人の土地あるいは保留地というのを換地してまいります。万が一ということの答弁の中では、どうこうというふうな状況ではないというふうに判断します。あくまでも換地でございます。組合の土地なのか、個人の土地なのか、それにより状況が変化するというところで御理解をいただきたいと思えます。

○議 長

井戸君。

○3 番

この件については、駅周というよりも政策推進課のほうに答弁が欲しいんですけども、いかがでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

井戸議員の御質問にお答えさせていただきます。ちょっと関連ということで私のほうから御説明できる範囲でということ。

まず、土地の確保という部分で担当参事のほうで申し上げたところでございます。我々財政課でございますので、財政的な措置という部分でございます。一つ今おっしゃっている公共施設、大型コミュニティー施設の部分でございますが、土地の処分につきましては当然今申し上げたような形で事業機構者である組合のほうでやっていくという部分でございます。今申された大型コミュニティー施設の部分につきましては、まだ具体的に建てるのか建てないのかというふうな個々の議論をやっておりませんので、今この場で、もっと言いましたら断念という言葉が正確なのかどうかということも含めてあるかと思えますが、ここでその部分についてやったらどうなる、やらなかったらどうなるということは少し早計かなというふうには考えております。もちろん財政シミュレーションの中では建てたときの財政状況、建てなかったという場合については当然今までの財政シミュレーションを踏襲していくということでございますので、そういった部分での財政シミュレーションというのは検討はしておるところでございます。

○議 長

井戸君。

○3 番

計画の段階の前の段階なんですけど、僕が言いたかったのは、今こういう状態で駅周も着々と進んでいく中で、あらゆる方面のこともいろいろ検討いた

いてということを言いたいです。それが5番目、6番目の質問の債務の保証条件5億円に絡んできますので、その辺は各課いろんな考えを今のうちに固めると言ったらおかしいですけど、幅を広げていただきたいと思います。

駅周りに関しましては着々と進んでいると聞いてますので、その辺は住民の理解を得るような形でより平群がいいような、見た目も実際にも住民の目から見てもよかったと言われるような事業になるようによろしく願います。この件に関しては結構です。

○議 長

続きまして3点目。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

3項目めのこども園の待機児童に関しての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目として待機児童がいるのではということの御質問がありました。御承知のとおり、こども園におきます園児受け入れについては年度当初時においては希望入園を全て充足の上、かつ一定の空き枠も設定してスタートしましたが、その後新たに生じた2園への途中入園の希望に対し、順次その都度受け入れさせていただいてきました。が、完全に充足していない現状も出てきています。途中入園を希望される際の町こども園の入園申し込み手順としましては、保護者が希望園での空き状況を確認していただき、入園可能であれば入園手続を進め、入園不可能な場合は福祉課で利用調整等を行い、町外の保育所での入園を勧めるという手順で行っています。しかし、どうしても町内のこども園に入園したいという希望で対象年齢クラスの空きがなく、あくまでも待ちたいという保護者も一方でおられます。その場合はこども園で途中退園による定員の空きが出る場合や保育料確保できたら入園が可能な場合があったりして空き状況を定期的に園に確認してもらっているのが実情でございます。

次に、2点目の実態に即した入園順番のルールをつくるべきではないかという御質問でした。両こども園では本年4月より新たな制度のもと、全力で現在保育・教育を進めております。途中入園で待機される場合に議員御提案のように一定のルールをつくり、優先順位をつけて必要性の高い方から順に入園となりますと、3歳児以上の子どもでありましたら教育と保育のどちらを優先するのかという問題が生じてきます。現状では認定がえが多くあるため、定数を区分しておりません。区分してしまいますと、空きが出てきましても認定が違うために入園できないという状況も生じます。そのため現状は空き状況を確認の上、先着順ということルールにした、そういう対応をとることにしております。教育委員会としましては両こども園へのスムーズな入園の推進を行い、平

群町の子どもたち一人一人に生きる力を保証し、保育・教育のさらなる充実を図り、子育て支援、就労支援を今後も推進してまいりたいと考えております。

○議長

井戸君。

○3番

今答弁でおっしゃいましたように、すごく一生懸命やられていて本当に言うなればいい感じで進んでいると。私も保護者の方から聞いてましても、園に関しての苦情というのは少ないかなと確かに思っております。ただ、数年前から待機児童の件は、何で待機児童ゼロと言うてるのとすごく聞かれたことありました。その方は今入園されてますけども、国が指定した制度上、待機児童ゼロという形を掲げられるのかもしれないんですけども、やはり待っておられる方というのはすごく自分待ってるのにといい思いがあると思います。実際、町外というのは何だかんだ言いまして遠いので、保育園の場合でしたらやはり仕事行く前に預けるとなると片道30分かかかるような場所だと往復1時間かかってしまいますので、やはりそれは地元のほうが、地元でなければ仕事ができないという方もおられると思います。

現状の入園申し込みについては、ちょっと毎日入園できるかを問い合わせなくちゃいけないと。さらにその時点で入園は早い者勝ちなので書類も持ち運ばなければならない。これでは逆に不公平ではないかと思うんですね。ずっと数カ月前から入園を待っておられてその日たまたま病気になられたとか用事で行けなかった日にあいてしまって違う方がポンと入られたらその方が先回りしてしまうので、それはちょっとこのままではいけないのではないかと。そこで私としては提案したいのが、例えば1週間単位の有効の入園希望申込書みたいのをつくるんですね。希望と入園それを1週間単位で渡しておけば、1週間、例えば土曜日締めやったらその間は大丈夫。だから月曜日、火曜日に提出しておけばその1週間は登録がなくても、希望する形にしといて空きが出たときにそれが出てる方の中で例えば抽せんにするとかすれば、毎日問い合わせをする必要もなく、7日に1回でいいと。7日ぐらいでしたら空きにすぐに対応できると思います。そうすることで入園希望者の負担がこれまでの毎日から7分の1程度に大幅に削減できますし、何より安心というのがありますね。書類をずっと持ち運ぶ必要もないと、そういうことと思います。こども園側も入園希望というのを受け付けていれば、今タイムリーに2人だな、5人だな、10人だなということが把握できるので、行政側にもメリットがあるかと思うんですけども、こういう意味ではその中からくじということで公平性も増しますし、透明性も生まれてきます。こういうふうに少しずつ変えていくのが私としてはいいと思

うんですけども、教育委員会の考え方としてはいかがでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それは一つの御意見として賜りたいと思いますけども、今議員もおっしゃいましたように我々も完全ベストはないかなと思っております。ただ、その中でより公平で公正な方法がないかということを現場では常々問い合わせも含めて一番よく知ってますんで、現場の声を聞くということで何度か協議もしています。その中でやはりあらゆる想定をしてもらってるんですけども、そんな中で、現状の中では先ほど申し上げましたルールの方がより公平ではないかなという判断でありました。ただ、これから先もずっと同じ状況が続くかどうかというのはわかりませんので、日々の状況を見ながらルールについては柔軟にしたいというふうに思います。町民全ての保育ニーズにそういった意味では応えていくということを基本目標とはしつつも、今後の量的状況変化、そういったことや現場での状況についても勘案しながら、今後の対応についてベストな方法はないかということで公平、公正な方法の模索に向けて柔軟思考で考えていきたいというふうに思っています。そんな中で名実ともに安心して最適なそういう保育・教育環境の子育てができる環境実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議 長

井戸君。

○3 番

住民さんの希望というか、負担がないようにお願いしたいので、ぜひとも私が提案した内容も検討材料に加えていただきたいのと、また住民の方の本当に困ってる方の意見も聞いていただいて、現場の判断でよりよいものをしてほしいと思っています。私の一般質問はこれで終わります。

○議 長

それでは井戸君の一般質問をこれで終わります。

しばらくお待ちください。

発言番号8番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告によりまして大きく3点質問させていただきます。

まず、1点目は老朽化した町営住宅の運営についてであります。公営住宅法は、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を

整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、また転貸しすることにより、国民生活の安定を社会福祉の増進に寄与することを目的で建設をされてきました。

平成27年、平群町の8月末現在の平群町営住宅、各建設年度と入居されている戸数では下垣内住宅は昭和29年、33年度に建設、入居されている戸数は12戸、福貴住宅は昭和37年度に建設、入居されている戸数は10戸、下垣内北住宅は昭和38年度に建設、入居されている戸数は1戸、西宮住宅は昭和44年度に建設、入居されている戸数は8戸、くろもと団地は昭和50年、55年度に建設、入居されている戸数は33戸、若井東住宅は昭和61年度に建設、入居されている戸数は12戸、若井北住宅は平成6年度に建設、入居されている戸数は10戸であります。また、小集落改良住宅は昭和57年から平成2年度に建設、入居されている戸数は50戸であります。現在管理している平群町営住宅の合計は153戸であります。

平群町営住宅の中で、建設年数から見て特に老朽化している下垣内、福貴、下垣内北、西宮住宅では管理戸数が合計で40戸で入居数は31戸であります。以前に平群町は老朽化対策としてストック事業による国の政策に基づき、下垣内住宅建てかえ計画をされましたが、入居者全員の理解が得られず実現しませんでした。その後、町は老朽化住宅は空き家になった時点、公募はせず解体されてきました。また、老朽化住宅入居者対策として適正な公営住宅に空き家が出たときは、一般公募せずに老朽化住宅入居者に対し、特定入居の相談する方針が決定され、現在も推進されています。約10年間の実績は、残念なことに2件しかなく、現在も老朽住宅に31戸入居されておられます。

私は転居していただけない理由を一部の入居者にお聞きしました。一つ目は、長期にわたって入居しているので、今までの地域住民のきずなを失いたくない。二つ目は、高齢者なので、階段のある公営住宅での生活は難しい。3点目は、現在入居しているところは買い物・医療機関が比較的便利である。4点目は、現在家賃は低額で転居すれば高額家賃となり、とても年金生活者として経済的に生活できないなどの理由で、特定入居については相談に乗りたいが町の要望に添えないとのことでありました。

建築基準法施行令の改正により、新耐震基準が昭和56年6月1日から施行され、この日以降に建築確認を受けた建物に対し、新耐震基準が適用されていますが、平群町の木造の公営住宅は築46年から60年経過した建物であります。地震による建築物の倒壊などの被害から国民の生命、身体及び財産を保護するために耐震改修促進法が施行され、地方公共団体及び国民の努力義務を規定されていますが、老朽化した平群町公営住宅は公共施設でもあります。そこ

でお尋ねをいたします。

小さな1点目につきまして、今後は、現在木造住宅入居者に対し、どのような対応を考えておられますか。

2点目、現在の木造公営住宅は1件も耐震診断もされておられません。今後、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されているなどの大地震、大規模な台風などが発生した場合、入居者の生命・財産を守れるのか、どのように考えておられますか。

3点目、老朽化住宅の入居者が整備された町営住宅に転居された場合、経済的に家賃のハードルが高過ぎると思います。1日も早く適正住宅に転居できるように家賃対応を検討すべきと思いますが、いかがでございますか。

続きまして、2点目、公共施設の集約・複合化にかしのき荘を。かしのき荘は昭和57年10月に開所され、高齢者の生きがいくつりと憩いの場として利用されてきました。利用状況では、個人はもちろんのこと、各自治会の長寿会を初め、長寿連合会、年金者組合、れんげの会等が活動拠点として活動されています。また、高齢化に伴い、26年度には前年度より約3,000人多い4万8,536人の利用者がありました。特に、会員数が最多の平群町長寿会連合会では、クラブ数は全国1位で幅広く活動されており、実に喜ばしいことでありますが、残念なことに現状は部屋が少なく、利用者にとっては十分な活動ができないとの重要な問題が発生しておりました。

そこで、平成23年6月にかしのき荘の増改築を質問、町長は前向きに検討すると答弁されましたが、進捗状況等を平成26年12議会で再度再質問をいたしました。町長は、いつの時点でできるか検討していきたいので、いましばらく調査、研究をさせていただきたいとの答弁がありました。長年平群町に貢献していただいた高齢者にとって築33年が経過した施設で活動に支障を来しており、早期新築をすべきであると思います。町民の思いを結集したこの新たな文化センター、(仮称)平群町文化センター建設に向け、副町長をリーダーとして7名による(仮称)平群町文化センター・図書館建設検討プロジェクトチームが平成26年10月23日に設置され、現在工事中の平群駅西土地区画整理事業地区内の保留地に建設に向け検討していただいております。

(仮称)平群町文化センターの概要予定は中央公民館とあすの平群の複合施設で、用地は約1万平米、建築物の延べ床面積は約3,500平米、事業費は約34億7,400万円ですが、財源の確保に平群町は大変苦慮されておられます。

最近、総務省は地方財政の諸課題の対応策として財政改革の推進が発表されました。中でも、公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置についての指針

であります。趣旨は、高度経済成長期に大量の公共施設等が建設されており、今後は更新時期を迎えることが見込まれるが、地方公共団体の財源は依然として厳しい状況にある。また、人口減少などにより公共施設の利用状況が変化していることが見込まれるため、地方公共団体が公共施設等の最適配置実現に向け、取り組んでいく必要がある。各地方公共団体において、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定するように要請されました。計画策定経費支援として、特別交付税措置や同計画に基づく公共施設などの解体撤去事業に地方債を充当することを可能とする特例措置が設けられています。平成27年度から新たに地方財政措置として、地方公共団体が公共施設等総合管理計画に基づく既存の公共施設等の集約化・複合化事業を行えば、公共施設最適化事業債、また、同計画に基づく既存の公共施設等の転用に係る事業を地域活性化事業債等が創設されました。

(仮称)平群町文化センターの建設に公共施設などの老朽化対策に係る地方財政措置対応を考えておられるならば、戦前、戦中、戦後の激動の時代を乗り越えて、すばらしい平群町をつくっていただいた高齢者の生きがいつくりと憩いの施設を(仮称)平群町文化センター予定地に集約・複合化施設として新たに建設すべきと思いますが、いかがお考えですか。

続きまして、3点目でございます。平群町公共交通空白地域の解消について。現在コミュニティバスは公共交通空白地域の解消として平成23年度から28年度実施運行を目指し、試行運行されております。

運行評価基準は、目標利用者数達成の場合は運行継続、または目標利用者数未達成の場合は事業の縮小、そして最低需要基準未達成で2年連続の場合は事業廃止を前提とした代替手法の検討と運行評価基準はなっております。

今年度の4月から7月、4カ月間のコミュニティバス各ルートの推移と検証は、まず西山間ルートの利用者は4,621人で運賃収入は31万4,707円。一人当たりの町負担額は796円、収支率は7.9%。また、南北循環ルートの利用者は2,489人。運賃収入は16万3,638円。一人当たりの町負担額は1,211円、収支率は5.2%。そして、南ルートでは利用者は3,830人、運賃収入は23万6,002円で、一人当たりの町負担額は832円、収支率は6.9%。南北循環ルート及び南ルートの一人当たりの町負担額は946円となりました。

今年度の4月、7月の4カ月間のコミュニティバス各ルート一人当たりの町負担額は前年度より軽減されております。軽減理由としては、コミュニティバス2台分の購入費約1,600万円が前年度、26年度で終了したことと、4月から7月の4カ月間は毎年利用者が多い時期であります。前年度より今年度

は利用者数は増でありました。評価基準の検証は1年間の実績をもって行うわけでございます。

平群町地域公共交通会議の事務局等が、7月29日に滋賀県米原市に先進地視察されたことにまずもって感謝いたします。米原市は平成17年、4町が合併、現在人口が約4万人、面積は25.5キロ平方メートル。以前は市公共交通としてコミュニティバス運行されていましたが廃止をされ、現在は鉄道、路線バス、乗り合いタクシーが公共交通として運行されております。乗り合いタクシーの運行概要としては、使用車両、運行時間帯、運行日、小型・中型タクシー、ジャンボタクシー、6時から夜の7時まで、平日・土曜のみ、また利用料金は大人1回300円、子ども150円となっておりますが、回数券・定期券等による負担減、さらに高齢者、障がい者を対象とした助成制度化もされております。

ことしの3月でコミバス運行評価検証では2年連続最低需要基準未達成ルートは業廃止を前提とした代替手法の検討となっているにもかかわらず、3カ年間、代替手法も検討されておりましたので、評価基準を遵守すべきと指摘、いつごろ検討するのかなどを質問いたしました。町は、最低需要基準が達成できないルートは、運行評価は平成26年度をもって終了計画であったが、平成27年度まで1年間継続し運行評価を検証する。コミュニティバス代替手法については、検討の中でデマンドタクシーも探っていきたいと答弁されました。

そこで、御質問させていただきます。まず、1点目、平成27年度中に最低需要基準未達成ルートは解消される見通しは、私は難しいと思います。最低需要基準未達成ルートは、代替手法を今年度中の何月ごろをめどに予定されておりますか。

2点目、平成28年度からはコミュニティバス運行の赤字全額を町補填が予想されますが、財政的にどのような認識をお持ちでございますか。

3点目、奈良県警では高齢者の交通事故防止対策として、運転に不安を感じた高齢者に運転免許証を自主的に返納するよう推進されています。運転免許証を返納された高齢者には、高齢者運転免許自主返納支援事業として一部の公共交通利用やまた高齢者交通安全支援事業の証を提示している店舗・飲食店などの割引などの支援制度があります。平群町は、ますます増加が予想される高齢者の交通事故防止対策支援の一環として、日常生活の利便性向上に現状のコミュニティバスを減便し、公共交通空白地域等の解消できるデマンドタクシーを導入すべきと思いますが、どのようにお考えですか。

以上3点、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは1点目の御質問にお答えいたします。老朽化した町営住宅の運営についてという御質問でございます。議員御指摘のとおり、町の木造の公営住宅は法定耐用年数を大幅に経過し、老朽化も著しく、建物の耐震性、安全面では問題があり、入居者の方々には大変御不便をおかけしております。これまで老朽化対策としまして屋根のふきかえや内装の修繕などの補修を行ってきたところではありますが、当該住宅の多くで増改築が行われており、住宅本体と増改築部分が入り組んだ状態であるということもありまして、基礎や躯体についての抜本的な改修ができてないというのが現状であります。町としましては従来から継続して進めております他の町営住宅への特定入居について、今後もあいた住宅が確保でき次第、入居者の方々への意向調査と合わせまして、丁寧な説明を行う中で、スムーズに特定入居が実現し、このことによりまして老朽住宅の解消が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

2点目でございます。現在、町の木造住宅は建築年度が古く、耐震補強や耐震改修も行われておりませんので、通常備えておくべき強度がなく、自然災害で被災を受けるということも想定されます。入居者の生命・財産を守るためにも、特定入居を進めなければならないという認識をしておるところでございます。

3点目でございます。特定入居で転居された場合の家賃の問題につきましては、ただいま議員が御指摘をいただいたとおりでございます。今後につきましては、公営住宅法並びに平群町営住宅管理条例など関係法令や規則を調査研究する中で、早急に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

まず、1点目でございます。町自身も私と一緒に安全面に問題がある。これは誰が見ても皆さん木造については一緒と思います。

それと、2点目については、安全面に問題があるから特定入居をより一層進めたいが、家賃のハードルが非常に高過ぎます。それについて、早急にその家賃については検討するというのを御答弁いただきました。1日も早くですね、新しい適性の公営住宅を転居していただくことも早急な問題なんですけども、そこで今、今年度27年度現在まで、まだ空き家がありますけどもリフォーム

は一切されておられないわけでございます。1日も早くまずリフォームをしていただきまして、いつ襲ってくるかもわからない天災、またいろんな問題がございますので、入居されておられる方の生命・財産を守る上においても1日も早く空き家をリフォームしていただきますようお願いするとともに、公営住宅法並びに平群町営住宅管理条例等の家賃についてのハードルを早急に検討してあげてをお願いし、これは要請の形で切羽詰まってる問題だと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。この問題はここで結構です。

○議 長

続きまして2点目に移ります。政策推進課参事。

○政策推進課参事

それでは馬本議員2点目の公共施設の集約化・複合化にかしのき荘をについてお答え申し上げます。

平群町では老朽化等の問題を抱える公共施設も多く、今後は耐震性の確保や時代のニーズに対応した機能向上等を図るべく、施設の建てかえ等を進める必要があります。しかしながら、今後も厳しい見込みである財政状況では、今ある全ての施設について大規模改修や建てかえ等を行うことは言うまでもなく困難であります。また、人口減少による公共施設の利用需要の変化もあり、十分に活用されているとは言いがたい施設もございます。今後は利用ニーズの高い施設についてはなるべく長く利用できるよう施設の長寿命化を実施し、その上で老朽化が進めば、全て建てかえるということではなく、必要な施設の建てかえや機能向上等を行うために一定の集約を行うなど、戦略的な観点から施設を保有・処分・活用し、コストと便益の最適化を図る必要があると考えております。

このことを今後の公共施設管理の基本的な姿勢とした上で、現在検討中の(仮称)平群町文化センターの建設についてであります。議員お述べのとおり、かしのき荘については現状の稼働率や利用ニーズ、今後の高齢化においても本町の必要な施設であると認識しております。また、(仮称)平群町文化センター建設に当たり、プロジェクトチーム会議の中で財源として検討しております公共施設最適化事業債及び地域活性化事業債は、有利な地方財政措置の一つとして認識しております。ただし、公共施設の集約化・複合化を前提とした起債であり、集約後の延べ床面積の減少や既存施設の廃止など、一定のクリアしなければならない要件があるのも事実でございます。いずれにいたしましても、かしのき荘の利用ニーズや集約化することによるメリット・デメリットを総合的に分析し、今後策定することとなる公共施設等総合管理計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

ありがとうございます。国のほうでそういう老朽化した地方の施設を集約並びに複合化することによって財政措置をしましょうということで、今回総務省で発表されたわけでございます。今まで、先ほど言いましたように戦前、戦中、戦後と激動の時代を乗り越えてこられてこのような平群町を立派につくっていただきました高齢者の憩いの場所並びにコミュニティーの場所を今後公共施設等総合管理計画の中へ盛り込んでいくという御答弁いただいて、私は非常に感謝しているわけです。この計画については27年、28年と、この計画に入っていなければ、老朽化の地方財政措置はでき得ないということも認識しております。今後ひとつ高齢者のために1日も早く複合になるか、集約になるかは別として、ひとつよろしく計画入れていただいて、お年寄りが安心して憩える場所が建設されることを御祈念を申し上げてこの質問をこれで結構です。

○議長

続きまして、3点目に移ります。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは3点目の平群町公共交通空白地域の解消についてということで、お答え申し上げます。

まず、1点目の公共交通の空白地域の解消についての御質問についてお答えいたします。1点目の平成27年度最低需要基準の未達成ルートの代替手法についての御質問でございますが、平群町地域公共交通総合連携計画に示されているように検討を継続する必要があると考えております。コミバス各ルートの利用者数を伸ばしまして、住民の皆様喜んでいただける利用しやすいコミュニティバスにしていきたいと思いますというふうに考えています。そして、基本的には現在のコミバス運行の評価を27年中に事業検証してまいりたいというふうに考えております。

2点目のコミバス運行における町の負担額についての御質問でございます。平成27年度は先行型地方創生交付金を活用した予算措置となっております。平成28年度以降の補助金等につきましては現在は未確定でございますが、引き続き補助金を活用できるように現在検討している段階でございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

3点目のコミバスの減便及びデマンドタクシーの導入についての御質問でございますが、今年度は地域公共交通会議の先進地県外視察として米原市へ視察

も行っております。まずは今年度中をめどに、現在運行している事業を検証を行うことが非常に大切であるというふうに考えておりますので、事業検証については公共交通対策特別委員会に御説明もさせていただきながら、地域公共交通会議に図ってまいりたいと考えていますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

○議長

馬本君。

○12番

理解できません。というのは、今年度中というのはどういう意味。28年度新しく実施運行されるわけでございます。実は26年度で終わる予定だったわけでしょう、この連携計画が。地方再生の交付金の関係であと1年見ましようということで今おおむね2分の1で運行されているわけでございますが、もう半年は過ぎました。28年度どのような、あと半期で検討され、どのような実施をされ、どのようにルートも変更し、コミバスはコミバスでそのまま継続されるのは一部、僕は結構と思います。

しかし、はっきり言ってね、行政、ルール違反ですよ。最低需要基準、2年間連続した場合は事業廃止。この4年間の間にそういう基準になっているでしょう。3カ年間も放置されたことを私は3月議会に指摘しました。自分らでつくっていただいた連携計画の評価基準を遵守されなかった。僕は27年度に期待をしておりました。にもかかわらず、27年度中というのはどういうことですか。今一定のもん、そのように27年度中とおっしゃった以上は、一定のことはできてると思いますけど、そういうことで御答弁いただいたというふうに私は思います。その点、総務防災課長、御答弁ください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

個々の事業検証につきましては、6月の一般質問でもお答えさせていただいたかと思いますが、27年度中と申しましてももう半年程度しかございませんので、そういう意味ではこの10月の半年間のいわゆる乗客数を一応そこで、10月を基準にですね、以降、年内にそういった事業検証を行いたいということで思っておりますので、10月末をもっていわゆる今現在の乗降者数を見ながら、年内に事業検証をしていくということでございます。

「9月末までの乗者件数……」の声あり

○議 長

馬本君。

○12番

9月末やって、半期半期で9月末で結構なんですよ。10月というのは間違いでしたというのはそれでよろしいねん。

よう聞いてね。2年連続最低需要基準を達成でき得なかった場合は廃止。それが3カ年続いてますねん、連続。25年度もそうだった。26年度もそうだった。その前もそうだった。これを27年度において、半期6カ月間ですね。検証を見てからどうするか。廃止するか、代替手法を考えるか、また、ルートの変更、るるコミュニティバスについては考えましょう。何を眠たい話してるねん。民間やったらこんなことで済めへんで。私はそう思うで。住民の大事な移動手段を国の補助金くれてたからそれでええよって。そんな生半尺な考えは間違ごうてるよ。自分らここにおいでになる皆さんは車乗らはるやん。ちゃうの。利用者は、三郷町デマンドタクシーは九十数%が高齢者なんですよ。寝たきり老人をつくらない。いろいろあります。僕にしたらのんびり構えてはるなって。ということは、この9月議会に、9月までに去年の27年度を検証した結果を報告され、この半期で行政側がいろんな手法を練られて、その半年で議会のほう、また特別委員会、公共交通会議へ御審議お願いしたいという資料ができてるもんやと思っておりましたが、9月半期をもって検証しますということだと、自信あるんですか。それでいけるんかいな。いけるんやったら、いけるって言うてね。28年度においては代替手法、もしも最低需要基準達してないルートについては代替手法、変わってるんやったら構へんで。どっか廃止していかなあかんで。人ごと違うよ、これ。これ、絶対人ごと違うで。私この問題でもう何年取り組んできてるの。忍の一字で耐えながら、いいわいいわと、最低基準も守らん、評価基準も守らんと行政やってはる。まあええよと。27年度中にいろいろ審議いただいて、いろんな住民にとっては納得する、財政的にも投資効果率のある納得するような事業形態を運行形態をつくっていただくことを私は御期待を申したわけやけど、全然。あったらここで言うてください。本会議場です。どうぞ。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、馬本議員さんのほうからいろいろと御指摘いただいとるところでございますが、今ここで代替手法とかというのは現在持ち合わせておりませんが、先ほど申しましたように、9月末を一旦そこで切って、23年度からこの27年

9月末までの間の事業検証をことしじゅうにして提案させていただきたいというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

そしたらね、もう原点に戻るで。連携計画の評価基準、いつ変えたんや。誰が半年で評価基準を評価せえと書いてある。1年やんか。僕、さっき一般質問で述べたやろ、詳細を。誰が半年で評価基準を検証しなさいと書いている。自分勝手な話やんか。評価基準は1年なんですよ。1年。にもかかわらず、半期でね、半年で評価基準を評価します。運行のやつは評価します。そんな自分らでルールつくったらあかんわ。これはルール違反っていうねん。それでまた議会へ持ってきます。はっきり言いますよ。私、議会や特別委員会に例えば持ってきはったって、いつ評価基準を半期で、評価基準検証って連携計画のどこに載ってますかと私聞いたらあなた答えられますか。1年でしょう、実績は、評価基準というのは。それいつ変更したの。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

本来ですと、26年度が実証運行でございますので、23年度から27年度中に事業検証を行いたいという意味で、この9月末をとということで答弁させていただきました。

○議長

馬本君。

○12番

わかりました。ということは26年度においては、代替案は考えなければならぬという結果が出てるわけでございます。一部のルートは。そうでしょ。そうでしょ。未達成、最低需要基準に達していないの26年度は何年か、3カ年、3回続いてるわけ。そのルートを廃止されて、見直しされて、代替案やったら代替手法を考えられるんか。コミュニティバスを減便、何ぼか減便されて、されるんかを今度この9月をもってということはないということやな。ということは、さっき言いはった答弁と全然合うてけえへんねん。ということは、27年度始まってすぐ検証できるんや。すぐ次の手法考えらるわけ。ルートの見直し。そやから難しい答弁する必要ない。本当にやる気の問題やねん、これね。そやから、最初御答弁いただいた6カ月間を見て、検証結果を見てということは取り消しという認識でよろしいな。御答弁。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それも参考にしながら事業検証を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議 長

馬本君。

○12番

先ほど聞いているの。半期で何が参考になんねん。1年が評価基準やで。半期が参考になりますか。僕ね、そういうあやふやな答弁はしてほしくないねん。そやから、今すぐにでも次28年度に向かって代替手法並びに未達成、27年度、26年度までの未達成の部分については検証して、すぐにその業務にかかってくれる。それ約束してくれる。どうやの。そのかわり、委員会とか議会のほう、また公共交通会議とかへ、またいろんな資料出していただいて、皆さんが住民が喜んでいただける、やっぱり平群に住んでよかった。特にお年寄りの方が喜んでいただける公共交通を皆さん行政と議会と一緒につくっていかうじやありませんか。まして、平群町の3分の1がコミュニティバスが走っていない。税の公平性の問題もあると私は思います。しかし、路線バス並びにコミュニティバスはバスの停留所まで行かなければならない。高低差の多い平群町でございませう。同じ投資するんやったら、住民がこれだけかかってもええよと、便利になったわ、平群に住んでてよかったと言われるような公共交通を町長、議会と一緒にどうですか。構築していく、この1年間、もうあと半期しかございませうけど、おおむね。お互いにいろんな議論をされて、そのような公共交通の空白地域解消のためにどうですか。常にこうして委員会とかいろんなところで会議していただきたいというふうに私は思いますねんけど、お約束していただけますか。

○議 長

町長。

○町 長

年内にはできるだけ早い時期に代替手法の検討して、議会議員の皆さんに提示もし、また御意見もいただきながら、そして公共交通会議に諮りながら、28年度から代替手法を取り入れた地域公共交通を構築していきたいというふうに思います。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

町長、心強い御答弁いただきまして本当に感謝を申し上げます。代替手法を考えていくと。また、議会と行政と両輪のごとく、いろいろ議論をしながらということで構築していくということでもあります。本当に町長、ありがとうございます。私の一般質問はこれをもって終わります。ありがとうございました。

○ 議 長

それでは馬本君の一般質問をこれで終わります。

10時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 10時30分)

再 開 (午前 10時45分)

○ 議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○ 議 長

続きまして、発言番号9番、議席番号5番、稲月君の質問を許可します。稲月君。

○ 5 番

議席番号5番、稲月です。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先立って、先週の水害で多くの方たちが被害を受けられました。また、亡くなられた方もいらっしゃいます。この方たちに哀悼の意を表するとともに、被災をされた皆さんには心からのお見舞いを申し上げます。そしてまた、本日は朝からペルーでの地震による津波の心配の報道がされております。大変心配なことが絶えることがありません。そしてまた一方では、国会で日本の国の根幹、憲法がないがしろにされてしまう、そういった法律が決められようとしています。非常に瀬戸際に立っているような状況です。こんな大変な状況の中で私は本当に心配をしております。また、日本国憲法をしっかり守り、住民が本当に平和で安心、安全のこの平群町でしっかり暮らしていただけるように保障していくためにも頑張っていかなければならないと心に刻んでいるところでございます。その点に立ってしっかり質問をさせていただきます。

先刻3点にわたって通告させていただいております。よろしく御答弁いただきますようお願いいたします。

まず、1点目です。介護保険総合事業実施についてという点でございます。昨年、平成26年6月、政府は医療法や介護保険法など一括して改正をする地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、大変長い名前ですけども、こんな法律を成立させました。医療と福祉を一括して改定をしてしまう。憲法25条をも空洞化しかねない、このような中身になっているのではないかと私は思っております。

介護保険法の理念の変更という点においては法整備がされて、平成12年にされていますけども、これ以来の大改定となりました。その主なものは全国一律でこれまであった予防給付、訪問介護や通所介護、これを市町村が取り組む地域支援事業に移行していく。そしてまた、要支援1や2と判定された人への支援の見直し、そして一定以上の所得を有する方については利用料の負担を2割に引き上げるや、特別養護老人ホームへの入居が原則要介護3以上に限定をするなど、このような中身が主には盛り込まれています。これは国民の自助と共助でもって私たちの世代、団塊の世代が後期高齢者になるという平成35年、2015年からの介護事業をいかに安上がりにやってしまおう、こういうのが狙いであることが明らかではないでしょうか。

既に本年4月から施行されておりますが、総合事業の実施については平成29年4月までの2年間は猶予期間とするとされています。現在、本町におかれましても鋭意準備を進めていただいているところだと思っております。御苦勞をおかけしております。本町としても大変高齢化率が進んできております。この中できちんと老後、介護が受けられるのかどうか、大変心配な住民の心配ごとの一つでございます。平成29年から実施予定されているこの総合事業実施計画については、第6期の介護保険事業計画に既に盛り込まれているものだと思っております。今、広域でも具体化を検討されているとも聞きます。本町として住民の介護要求にしっかり応えるために国がどう言おうが基本的にはここは大事に何としてでもやり切ろう、こういう実施をしよう、こういった基本の本町としてのお考えをぜひとも教えていただきたいと思います。お尋ねいたします。

また、このスケジュールです。どのように進めていこうと予定されているのかもお聞かせください。そして、平成29年からこの事業実施に当たって、全ての要支援の認定者に対してここに移行された後もそれまでに受けておられたサービス、これが継続して利用ができるようにぜひともしていただきたい。そして、サービスについては住民ボランティアへの移行など国は指導しています。これを押しつける、このような指導は行わないようにぜひともお願いしたいと要望します。そして、サービスの提供をしていただく事業所に対して事業費の

支給、これについては非常に厳しい財政事情でもおありのようでございます。
この事業所に対しては、現行予防給付の報酬単位、これを引き下げない。ぜひとも今以上の報酬を保障していただきたい。しっかりサービスに見合ったものにしていただくことを要望いたします。これが1点目です。

2点目、コミュニティバス西山間ルート第1便についてお尋ねしたいと思います。今このルートの始発は、福貴畑集落センター、ここを8時50分に出発をする便でございます。

○議 長

7時50分や。

○5 番

ごめんなさい。間違えました。7時50分です。失礼。

このバスには一般の住民の方、高齢者の通院などにも使われております。そして主には小学校、中学校の通学バスに使われています。高齢者の方たちにとっては大変利用価値のある、通院するには必ずこれに乗っていかねばならないというような事情もあって乗られています。現行乗車状況ですけれども、満員の状況が続いているように見受けます。私も何度か行きました。9月7日、8日に行ったんですけれども、小学生は7日の日で15人、8日の日で16人、中学生は9人と10人、大人が3人、2人ということで総勢27人という状況でございました。これでバスは満杯になっています。座れない生徒さんたちが8人から9人立って乗っておられるという状況でございました。一つは坂道を、標高約300メートルあると思うんですけども、二、三百メートルの坂をずっと下ってくる。そしてカーブも大変多いというこんなコースの中を走ってまいります。非常に安全面でも心配があります。

二つ目には満員であるということから、もう既に久安寺の辺では、全ての座席が埋まっているという状況なんです。信貴畑から乗られる方たちはもう乗車できへんのちゃうかという心配がございます。本来乗車する必要があっても乗車を遠慮される一般乗客、安全の面から非常に心配だということで乗車をさせられないという小学生の親御さんもおられます。だから全員乗っていないということです。

旧西小学校と東小学校が統合するに当たっては、西山間地からの通学の児童は通学距離が長くなるということから、コミバスを通学バスとして利用するというふうになったと私は理解をしています。それならば全員が乗車できることは絶対的な条件ではないでしょうか。

そしてもう一つは、コミュニティバスであるこの意味です。必要があって一般住民が乗車するというのは当たり前のことです。これを遠慮しなければなら

ない。こういう状況に陥っているという現状をどのように町当局としてはお考えになっておられるか、お尋ねいたします。一般住民も子どもたちもお互いに気兼ねなくかつ安全に乗車ができる、こういう状態をつくっていただくことを求めます。

三つ目です。長屋王御陵公園の照明、そして安全性についてということですが、一つ目、この公園のトイレは非常に清潔に整備をされています。これは担当職員の皆さんの御努力によると非常にうれしく思っております。感謝いたしております。そしてハイカーの方たち、観光客、それから一般住民、それから郵便局の方たちなどもよくここは利用されております。しかしながら、内部照明については、夜間は明るいですが、外部の明るさに応じて自動的に夕刻になると点灯をするという設備がつけられております。しかるに昼間中に入って、特に女性用のトイレの個室内部は真っ暗なんです。薄日が入るんですけども、暗くて字も読めない。いろいろトイレの横に書いております。それも読めないという状況でございます。戸を閉めると本当に暗く使いづらいのが現状になっていきます。これについては安全上からも防犯上からも昼間に点灯する照明が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目です。これは昨日の一般質問の中でもいろいろ皆さんからも御指摘があったように、事件が起こっております。特に香芝ではトイレ内での誘拐というか、犯罪が起きました。この施設についても無人の施設であります。外部から見えない隠れた部分にトイレはあります。何が起こるか可能性は否めないと考えております。こういうところ辺で異常を知らせるブザーの設置や防犯カメラ、あんまり好きではないんですけども、防犯カメラの設置なども必要ではないかと考えておりますが、いかがなものでしょうか。

以上、3点にわたって御答弁いただきますようお願いいたします。終わります。

○議長 長

福祉課長。

○福祉課長

1点目の介護保険総合事業の実施についてということで、4点に分けて質問を頂戴しました。まず、1点目、介護保険総合事業実施については介護状態等の予防、軽減、悪化の防止について重点を置きながら高齢者の自立した力を維持するためのサービス提供を基本に据えたいというふうに考えております。

次に、2点目、移行に伴うスケジュールでございますが、町は総合事業を平成29年4月実施として、今年度は広域7町で他市町の総合事業の設定額やサービス事業者の意見を参考にした上で、サービスに見合った7町の統一単価等

を設定するというところで考えております。28年度は29年4月実施に向けて、具体的内容について住民の方に詳しく周知を図っていく、事業者への周知を行い、万全の体制をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目については要望ということで頂戴しておりますが、総合事業実施に当たって、要支援者の方がこれまでと同様のサービスを継続できるようにという要望でございます。利用者の状態によって専門的なサービスが必要な場合は、現行サービスを利用することが可能であるというふうに考えております。利用者の希望を聞き、ケアマネジメントを行った上でサービスの利用を決定していきたいというふうに考えております。また、ボランティアの活用については、話し相手、相談相手など見守りを想定しております。身体にかかわるサービスについては、ボランティアに頼るのではなく、現行どおり資格をお持ちの事業者によるサービス提供を考えております。このことについては、これまでも議会でも再三答弁をさせていただいております。その考えについては変わりございません。

4番目も同じく、報酬単価について要望をいただきました。予防給付は市町村の地域区分や各サービスごとに報酬単価を国が定めています。総合事業については、現行の訪問・通所介護予防に相当するものと、それ以外の多様なサービスから成っています。現行の訪問・通所介護予防に相当するサービスは国が定める単価を上限とし、市町村が額を定めるというふうに規定されています。それ以外の多様なサービスは国が定める単価を下回る額を市町村が定めるというふうに規定されています。これについては法施行規則140条の63の2、第1項、第2項に明記をされておりますので、これは法を順守する立場を貫きたいということ考えているところでございます。

以上、御理解を願いたいと思います。

○議長

稲月君。

○5番

今お答えをいただいたんですけども、その方たちの状況に応じてサービスの提供をしていくというふうに言っていたんですけども、基本的にはそのとおりではないかと思うんですけども、まず窓口申請、相談に行かれますよね。そのときにこの法を実施するに当たっていろいろガイドラインのようなものが出されているかのように聞いていますが、この中にも書いていたんですけども、簡便な基本チェックリストによって窓口の職員がその場でチェックリストに記入していただいて、この人は要介護ではないわということで判断をしてしまうことができる、そのようなふうに私は理解しているんですけども、

そのようなことができるというようなことも書かれていると思います。これはですね、この窓口の職員というのは必ず専門職ではないですよね。一般の行政職の方や臨時職の方もおられるのではないかなと思いますけれども、こういう人たちが簡単なチェックリストによって振り分けをしてしまう。そのようなことになってしまって、本来その方がなかなか普通で応対をされているときはしっかり物を言っただけで、わかってはるようになると思うけれども、本来的には認知症を持ってはるというようなこともかなりあるのではないかなと思うんですね。そんなことなんかの発見ができなくて、要支援という認定をされたり、自立やというふうなことになってしまう、そんなことも出てくるのではないかなというふうに思うんです。これについては申請をする入り口で、もう既に申請を、本来今までやったら必ず申請書書いていただいて、それを持って審査会にかけていくというね。要介護か要支援かという判断をしていくようになってると思うんですけども、そのようなことが省いてもいいということになるんで、入り口の段階で申請の抑制をしてしまうという可能性がある。それをしてはると言うてるのとちやいますよ。これから将来そういう可能性が出現をしてくるのではないかなというふうにも思います。につながっていきますので、窓口では要介護認定の申請の案内を必ずしていただけるような、そういうふうに今後実施をしていただくに当たっては考えていただきたい。これをしないと、結局はサービスを低下をさせていくということになってしまうのではないかな。あと、これでやってしまうと不服申請ができへんとか、いろいろなサービスが受けられないとかね、いろんな不利益を被ってくるというようなこともあるというふうに聞いておりますので、その辺ぜひよろしくお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

議員御指摘のとおり、そういう危険性というのは当然あるというふうに思います。今までも平群町は窓口における相談というのは、一般的な手続については事務担当者がやっておりますけれども、それ以外の部分については保健師資格を持っている、ケアマネジャーの資格を持っている、ヘルパーの資格を持っている、やっぱり介護保険事業に従事した、訪問調査等にも従事している職員が基本的に懇切丁寧に対応するというのでやってきております。国の考えが、議員御指摘のように対象の人たちを減らしていく、除外していくという考えであるのかどうかというのは議員の考えですからいいですけども、町としてはそういう姿勢をとっておりません。やはり現行必要なサービスを必要な人に提供

していくことを基本に据えながら、そういう相談を真摯に受けとめながら対応していききたいという姿勢は引き継いで堅持をしていききたいというふうに考えているところでございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

おっしゃっていることは、私とは考えが違うということなんだろうというふうに思うんですけども、申請をきちっと受け付けていただいて、ちゃんとしたサービスを受けられるようにしていただきたいと。この基本についてはぜひとも今やっておられることを低下させないようにお願いしたいなというふうに思います。

それと、そういう申請を受け付けた方へ訪問をしているいろいろ調査を今していただいていますよね。実際その方の日常生活全ては見られないですけども、見ていただいて最終的に判断、それも盛り込んだ形で判断をするというふうになっていますけども、そういうことは引き続きしていただけるということでしょうか。お聞かせください。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

すみません。ちょっと途中で打ち合わせしましたんで。

基本的には窓口来られて、チェックリストは義務づけられおりますのでさせていただきます。当然並行して訪問をし、確認をするということについてもさせていただきます。予定しております。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。そのようにぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

それと、身体介護については必ず専門職で実施をするということで、それはおっしゃっていただいたので、そのようにお願いしたいと思っておりますけれども、見守りの部分、生活支援の部分なんかは専門職でなくてもいいというふうにお考えなんですか。お尋ねします。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

例えば、平群町内でひとり暮らしの方であったり、見守りの部分も含めてそうですし、また孤立しがちな高齢者の皆さんと話をしたり、そういうことをすることについては専門職を配置してするということよりも、地域のつながりをやっぱり強化していくということも合わせて考えますと、地域の近所にお住まいの方あるいは具体的に言いますと小地域活動をやっておられる方、地域と防災組織へかかわっておられる方、民生さんなんかも含めて、それがやっぱりいろんな形で訪問され、安否を確認していくこともされるほうが、一つ一つの点を24時間つなげていくということも含めて考えますと、公的なサービス以外のそういうのも必要というふうに考えております。

国はそれ以外の部分について、議員御指摘のようにいろいろボランティアでできるというふうにしておりますけれども、今現在2番の項目の中でもそうですが、7町で統一単価を設定していくという話も含めてそうなんです、これは今まで事業者にやっていた部分たくさんございますので、その辺のところについては7町で協議をし、また事業者の皆さんにも声を聞きながら、その辺のところの単価を設定し、引き続いてやっていただきたいという方向を持っているということについて報告をさせていただきます。

○議 長

稲月君。

○5 番

地域の住民の皆さんと要支援なり介護が必要な方たちとの接触なり、触れ合いとか、そういう事業。そこは今も各自治会ごとに小地域ネットワークですね、ああいうサロンのような活動なんかも既に各自治会で努力をいただいています。しかしながら、かなり限界があるなって私は思います。そこで、それをお願いしてしまうというね、その人たちへの負担も非常に大きいですし、無理があるのではないかなというふうに思います。だから、それに差しかえてしまうというのは絶対あかんと思うんです。公的な支援がしっかりあった上で、地域でのコミュニケーション、それからふれあい、お互いに関心を持ちながらいろいろ援助し合っていく、そういうことは進めていかなければならない。そういうさらに多様な介護に対するネットワークというのはつくっていかねばならないというふうに思います。けれども、そこに代がえは絶対にでけへんというふうに、公的なものをね、支援を代がえしてしまうということにはならないというふうに思いますし、シルバー人材センター、それから長寿会などの元気な高齢者の方たちに大いに働いてもらおうということも含めてこれあると思うんですけれどもね、ボランティアの活用なんかのところにはね。そやけども、そういう人たちが元気に頑張ってもらうことは非常に結構なことですし、

大いに進めていかなければならないというふうには思いますけど、これも公的な支援の代がえとして使っていくというね、やってもらはんやと、そこにかえてしまうということは絶対あかんと思っています。

ちょっと違うかもしれないんですが、私自身も親の介護2人してまいりました。1回目は実の親で、認知症で5年ほどおりました。私は仕事をしておりましたので、まだ介護保険が導入されてない時期だったんでね、このときはボランティアとして訪問介護のようなものを有料でしていただきました。そのときに感じたんです。ある人は非常に、皆さん熱心なんです、気持ちとしては、ボランティアでやろうという方たちやから、やってくれはるんですけども、お願いをしてない仕事も含めてどんどんやってくれはるんですね。確かに仕事していますので助かったというのが正直なところなんです。帰ったらお庭の草引きまでしてくれてはったりとか、たまたま私がお休みのときなんか、私の肩もみまでしてくれはるとか、非常にサービスよくやってもらってて非常にうれしかったんです。けれども、片方では、母は、一定、排せつなんか自立してましたので、そういう面ではできたからそれほど面倒見ることもないやろうと、いろいろ考え方があるのでね、もうほんなら自分は暇やからということでテレビをつけて寝っ転がって見てはったでって、これは私の子ども、おばあちゃんにとっては孫ですね、孫がたまたま帰ってきたときに見たというような、こんな現状もあったんです。過剰なサービスというのも問題やというふうに思いますし、御飯の後に来てもらってたんですけども、おやつに言うて、自分のところでとれたお芋さんをふかして持ってきてくれはって、好きやから言うて食べさせてくれてはったりとか、そういうことになりかねない。親切は親切、でも、行き過ぎた親切になってしまったりとか、お世話をさせていただくのは結構なんですけれども、ボランティアということで、非常に専門的な知識もお持ちでなかったりすると、そういった間違っただけに行ってしまうということも可能性としてはあるなというふうに思ってます、ボランティアの活用というところ辺では非常に問題も大きいのではないかというふうなことを考えておりますので、ぜひとも現在のサービスの低下のないようにぜひともお願いをしたいというふうに思っております。少しお聞かせください。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

議員の経験としてのボランティアの話を聞かせていただきました。それはそれとして聞かせていただきました。ボランティアそのものを否定するわけでもないと思うし、必要とされる方が必要とする手助けをしていただけているかど

うかというのは次の問題です。

今回お話をさせていただいている要望の中である内容というのは、要するに公的にされていたサービスをボランティアでするのかどうかという話ということであったというふうに思います。本来に戻りますと。町としては、基本的に公的にやってきた部分については同様にやっていきたいというふうに申し上げましたし、それとボランティアの皆さんに担ってもらう部分については、今まで公的な部分でもなかなか取り組みができていなかった見守りや話し相手やそういう活動についてやっていただきたい。全てが全てボランティアといいますが、小地域ネットワークなどの団体に、特定のところに下請という形でお願いするわけでもございません。いろんな形のボランティアがありますし、現在、自分たちで自立して取り組みをやっていこうと、元気な高齢者がそれ以外の高齢者の皆さんにいろんなことをサービスをやっていこうということで、長寿会の皆さんもいろいろ、地域の中で一緒に住む高齢者として取り組みをしようと言われておられますし、そのことについては私どもとしては賛成だというふうに思っております。ただ、先ほど議員がおっしゃった懸念も含めてあるというのは意見として聞かせていただきます。そういうことで御理解願えたらというふうに思います。

○議 長

稲月君。

○5 番

公的なサービスについては低下をしない、今のままでやっていくという御答弁でございましたけれども、それについてはそのようにぜひとも進めていただくようお願いいたします。ボランティア活動については、私もそれ以外の多様なサービスというか必要性というのは感じますので、そのところについてはもっと力を入れていただきたいというふうに思います。

あと、予防給付の単価の問題ですけれども、これは広域で検討されているというふうに今お聞きいたしました。国が出している単価が一番上ですね、天ですね。それ以下、それより上げたらあかんと。そこを基準にじゃないですね、それを天にして考えろということが国では言われているようですが、最低限、今の現行レベル、国が定めた天のところで御検討いただくように、決まるのは7町かもしれませんけれども、平群町としての意見は言えるはずですし、ぜひとも平群町としては高い水準で単価を定めていただきたい。でないと事業者が撤退するのではないかという懸念があります。今でも経営は大変です。ヘルパーさんが集まらない、もうそれが一番の悩みやというふうにいるんなところで聞いております。撤退をしてしまわれたら事業は成り立たないということにな

ってしまいますので、その辺は重々御検討いただきたい、そして意見を述べていただきたいというふうに思います。やっぱり意見が違うと言われてますけども、国のこの制度が最高やというふうに思わずに、平群町が理想とする介護のあり方に向かって鋭意努力をしていただきたいし、大変な御苦勞があると思うんです。制度がどんどん変わって本当に大変やなというふうに思うんですけども、住民の、私も含めた高齢者社会に向かって、みんなが本当に元気で暮らしていけるような町へと向かっていけるように御努力いただきたいなというふうに思いまして、この件についてはこれで終わります。

○議 長

続きまして、2点目に移ります。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは大きな2点目のコミュニティバス西山間ルート第1便についてという御質問について御答弁申し上げます。

西山間では、1便は小学生の通学、また地域住民の通院などに広く利用されており、毎日多くの利用がある便でございます。議員御指摘のとおり、多くの利用があるため、バス停によっては座席が全て埋まり、座れない状況になっているという現状は認識しておるところでございます。そのため高齢者の方がバスに乗ってこられれば小中学生が座席を譲り合い、生徒と高齢者のふれあいのコミュニティが生まれているということもお聞きしております。また、坂道を下り、カーブも多く安全面で不安があるという御意見も十分理解できますので、これまでも十分安全運転をしてもらっておりますバス運行事業者、NCバスにも小学生や高齢者が利用のため、これまで以上に安全に運行していただけるように強く要請もしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議 長

稲月君。

○5 番

子どもたちでいっぱいになったところにお年寄りが乗ってこられたら、子どもたちは親切に皆さん席を譲っておられます。これは事実です。それで子どもの心を育むというふうになっているというふうに今おっしゃいましたが、それは確かにそうでしょう。ただどもそれでいいのかどうかという心配はあります。実際、小学生のお母さんたちが、数人の方ですけれども、乗せることが不安やから実際乗っていない、マイカーで送り迎えをされているという御家庭もあります。非常に農家で忙しい中送り迎えは負担やと、しかし、この現状が心配や

からでけへんということやっておられるという現状もあるわけですので、ぜひともみんなが、お年寄りも物すごい気にはるんです、いっぱいやと。子どもさんたちの親御さんからとか、運転手さん、そんなん本当に言ってはるかどうかの言質はとってませんけれども、高齢者の方は遠慮してくれと、乗るのはおばあちゃんやめてと言われたとおっしゃるんですよね。そんなことを言わざるを得ないというような状況に追い込むのも本当にどうなんかなというふうに思いますし、それをやっぱり気にして乗らんと、ほんまは1便に乗ってこことここで行きたいんやけども、もうこんな状態やから私は我慢せなあかんって、学校の子ら、子どもさんたちを優先せなあかんからもうやめて、その次、9時半ですかね、もっと遅かったかな、ちょっとミスしまして調べるの忘れまして。かなり遅い便に無理やり乗って行ってんねんけど何とかしてくれという強い要望がありますので、これここでしつこく言ってもどないもならないと思いますので、ぜひともこの現実をしっかり見据えていただいて、検討をして、よりよい方向に向かって実施できるようにお願いして、これについては終わります。

○議長

続きまして、3点目。都市建設課長。

○都市建設課長

それでは3点目の長屋王御陵公園公衆トイレの照明及び安全性についての御質問にお答えいたします。

御質問の公衆トイレは、長屋王御陵公園の来園者等の休憩も兼ねた施設として平成10年度に建築をされております。当該施設につきましては、建築から既に17年になり、確かに建物や設備機器も含めまして老朽化しており、特に内部につきましては昼間でも非常に暗く、これは議員御指摘のとおりであるという認識をしております。御提案をいただいております1点目のトイレ内部の昼間の照明の確保、あるいは2点目の防犯ブザーや防犯カメラなどの対策につきましては、整備手法や費用対効果を考える中で前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長

稲月君。

○5番

前向きにぜひとも検討してもらいたい。特にトイレの電気だけは何とかしてほしい。早急に実施をしていただくように再度お願いしまして、これについては結構でございます。終わります。

○議長

それでは稲月君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号10番、議席番号1番、山本君の質問を許可いたします。山本君。

○1 番

議席番号1番、山本隆史でございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、大きく1点、2項目通して質問させていただきます。

我が平群町のスローガンは、緑豊かで心豊かな子どもの歓声が聞こえる町でございます。我が家では子どもたちの夏休みが終わり、やっと静かな日中が戻ってきました。夏休み中は、朝からセミの鳴き声以上に子どもたちのにぎやかな声が平群町を包み込みました。しかし、休みも終盤に差しかかると、日に日に近所の子どもの歓声が聞こえなくなることに気づきました。どうやらどっさりたまった宿題をしているようでした。そんなとき、ふと目にとまったのが内閣府が発表した調査報告でした。その報告内容とは、18歳以下の自殺人数を日付別に分析したところ、9月1日が突出して多く、夏休みなどの長期休暇が明けた時期に集中していることが判明しました。1972年から2013年の42年間に自殺した子どもの総数は1万8,048人で、最も多かったのは9月1日131人で、続いて4月11日99人、4月8日95人、9月2日94人、8月31日92人でした。これらの原因は生活環境が大きく変わり、プレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられると、内閣府及び指摘を受けた文部科学省は、8月4日、児童生徒への見守りを強化するなど重点的な対応を求める通知を全国の都道府県教育委員会に出されました。

そこで、私は、この町の財産的存在でもある子どもたちの家庭での生活や学校での生活実態を調査し、子どもたちにとってよりよい環境づくりに努めなければならないと確信しました。

平成27年度より、全国で子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて、本町福祉課では、平成27年度より31年までの5年間の計画で平群町子ども・子育て支援事業計画を策定し、一人一人の子どもたちの健やかな育ちをひとしく保障するよう取り組んでいただいておりますが、1つ目の質問としまして、自殺の引き金にもなりかねないいじめや家庭内の虐待、やむを得ないけがや病気を除く不登校の実態を教育委員会ではどのように調査し、具体的に把握しておられるのでしょうか。特に陰湿ないじめは、子ども同士で口どめされている可能性があり、把握が困難な場合があると思います。また、この問題が現状でも多忙な教職員さんの御負担となり、通常業務に支障が出るのではないのでしょうか。

2つ目の質問は、子どもたちを犯罪から守るために、今、私たちは何をすべ

きかということ。先月13日に中学校1年生の男女2名が命を奪われてしまった痛ましい事件が大阪府で発生してしまいました。女子生徒については、家族との関係に悩んでおり、友達と外泊を繰り返していたという報道もあります。犠牲になった2人は、過去にも夜通し駅前のベンチで過ごすことがあったにもかかわらず、誰も注意することはなかったそうです。首都圏の条例では、23時から翌4時までの深夜に青少年の外出を制限していますが、保護者への努力規定にとどまっているのが現状で、警察が深夜に子どもを保護したところ、親は子どもが悪いことをしていなければほっとしてほしいというケースが多いようです。事件を起こす犯人が一番悪いのですが、起こってからでは取り返しのつかない悲劇になります。平群町内の子どもたちが町内、町外問わず事件に巻き込まれることを未然に防ぐためには、保護者への責任や子どもたちの非行防止、自己防衛力をさらに高める必要があると思います。

奈良県では、1976年、昭和51年12月22日、奈良県青少年の健全育成に関する条例が制定され、あわせて本町も平群町青少年補導委員会に関する規則を制定されました。その規則第2条では、補導委員会は目的を達成するため、おおむね次の事項を行うと定めております。次の事項とは、1 青少年の健全な育成に関する事業、2 青少年の生活実態に関する調査及び統計、3 社会環境の改善に関する事項、4 地域における青少年の生活指導及び非行の早期発見、5 その他少年の指導に必要な業務の5項目です。本町では、子育て支援にかかわる住民団体の活動が盛んではありますが、インターネットや危険ドラッグに関する事項を盛り込むなど、時代の流れに沿っているか見直す時期にあるかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上の2点でございます。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、1点目のいじめや虐待、不登校の実態に関しての御質問にお答えさせていただきます。

議員お述べのとおり、つい先般も18歳以下の自殺人数の中、9月1日が突出しているという調査結果が多く新聞紙上を通じて取り上げられており、看過できない事実ということで報道されました。その中で、誘発要因ともなりますいじめや虐待、さらには不登校の実態について教育委員会はどのようにこれらを調査し把握しているのかという内容の御質問ではなかったかと思えます。

御承知のとおり、最近も中学生がいじめの疑いによりまして自殺する事案が発生するなど、依然として児童・生徒等々が命を絶つ痛ましい事案が生じてい

ます。町教育委員会としましてもこうした事案をいわゆる他山の石とし、未然の予防対策を図る必要を感じております。そのため、特に長期休業が終了した学期始め等の時期にあっては、児童生徒の心身の状況や行動に変化があらわれやすいことから、細心の注意と対策が必要と考えまして、町内の各小中学校に対し、8月10日付でしたが、改めて校内でのいじめの状況調査と、その場合の継続的な見守りについて周知したところでした。また、同時にいじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防チェックシートを参考資料として送付し、各学校のいじめ対応の体制を再点検し、組織的な取り組みを行うよう指示したところでございます。

次に、2点目の子どもたちを犯罪から守るための教育委員会としての取り組みやその考え方についてに関する御質問にお答えさせていただきます。

議員お述べのように、つい最近も子どもの安全が脅かされる悲惨な事件が発生し、社会全体で改めて衝撃を受け、問題提起されております。子どもたちを取り巻く昨今の社会情勢を見ますと、少子高齢化や核家族化の進展、さらには貧困格差に伴います格差社会、地域コミュニティーの欠如、また、スマホ等を中心としたネット情報社会の負の現実、加えて深夜展開するコンビニや子どもたちにまで忍び寄っているとされる危険ドラッグの存在等々が、現実のこととして私たちの身の回りに深く浸透し、これらが子どもを巻き込む犯罪の温床にもなっているというふうに考えられます。私たち大人は、こうした社会の変化をしっかりと見きわめ、時代にマッチした青少年の健全育成を図っていくことが喫緊の課題であるというふうに思っています。青少年の問題は大人社会の問題との認識に立って、社会全体でこの問題に取り組むことが重要なのだというふうに考えております。

教育委員会としましては、こうした認識に立つ中で、子どもの問題を学校と家庭だけの問題と矮小化せず、社会全体で取り組むことが重要であると考えています。そのためにも、学校内及び学校間の縦横の連携に加えて、家庭、地域、行政、警察、民生児童委員会や青少年補導委員会等の関係機関、その他NPO等を中心とした各種関係団体との有機的な連携が重要と認識し、教育委員会がその中核となって、効率よく効果的にこれらの点を線につなぐということによるネットワーク化を進めていくことが大きな鍵となってくるものではないかというふうに考えています。

なお、具体例として、議員からありました青少年補導委員会の活動については、委員会活動の目的そのものについてはある意味普遍的なものと考えておりますが、具体的な活動指示につきましては、既に補導委員会内部でも真摯に協議し実践していただいているところでございますので、改めて議員からいただ

いた御意見も前向きに受けとめながら、当該委員会のみならず、子育て支援団体のより充実した活動の展開に向け支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長

山本君。

○1番

1つ目の質問に対して再質問させていただきます。再質問は議席から失礼いたします。

2013年に施行されたいじめ防止対策推進法では、異例となる事案ですが、大阪市教育委員会はいじめに関する情報を故意に隠蔽した教職員について、厳正処分の対象とするいじめ対応の基本方針をまとめ、8月25日に策定されました。被害児童・生徒や保護者の知る権利の尊重、いじめ事案の調査結果の積極的開示に取り組むことを盛り込み、教職員の隠蔽行為は非違行為として懲戒処分などの対象とすると明記しております。いじめの把握については、事実と確認されるまで被害者とみなさない考え方では、いじめを受けた子どもの尊厳を守ることはおぼつかないとし、いじめを受けた可能性があれば、被害児童・生徒に当たることも盛り込まれております。

御回答いただきました、いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防チェックシートの結果では、誰が把握し、どのように活用されていかれるのでしょうか。また、先ほども申し上げましたが、御多忙な教職員さんをフォローする仕組みはございますでしょうか。対応策などあればお聞かせください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えします。

教育委員会としましては、先ほども申し上げましたチェックシート等の活用で、いじめの調査結果内容の全体認識の上、各学校の現場実態について、個々のケース対応も含めて、指導主事を中心に対応の相談を受けながら課題の解決に取り組んでいます。

また、お述べのとおり、こうした対応の中で、とりわけ多忙をきわめる担任教諭を中心とした現場教師のフォローも当然必要となってくると思います。そのため、学校においては各校でいじめ問題対策委員会を設置し、個々の教員を孤立させずに、チームとして組織的に対応する仕組みをつくっております。具体的には、当該の担当教員が学年主任へ相談の上、生徒指導主事や教頭そして

校長に報告・相談を進め、同時に学校カウンセラーや養護教諭の協力も得ながら、対策委員会で問題を全体化し、教員全体でバックアップしていくこととしております。とはいえ、最終的にはどれだけ教職員間の信頼関係が、校内に縦・横含めて培われているのかが重要なことになってきます。当然、当たり前と言えば当たり前のことなのですが、結局はふだんの教職員間のきずなが大切であるかなというふうに思います。教育委員会としてもこのことを強く意識しながら学校現場の管理指導に努めたいというふうに思っています。

○議 長

山本君。

○1 番

御回答ありがとうございます。

教職員の皆様のふだんの御努力には大変頭が下がる思いでございます。夏休みが終わり友達に会える、好きな授業が楽しみなどと、学校が始まるのが待ち遠しい子どもたちがいる一方、学校に行くのがつらくてたまらないという子どもたちに向け、これは例ですが、鎌倉市図書館の司書はツイッターでこう述べていました。もうすぐ2学期。学校が始まるのが死ぬほどつらい子は学校を休んで図書館へいらっしやい。漫画もライトノベルもあるよ。ライトノベルというのはアニメ調のイラストを多用している若年層向けの小説です。一日いても誰も何も言わないよ。9月から学校へ行くくらいなら死んじゃおうと思ったら逃げ場所に図書館も思い出してねという言葉を投稿かけました。小中高校生や、学校教員、心理カウンセラーや保護者たちに大きな反響がありました。この例は、公共機関が傷ついた子どもたちを大きく包み込みながら見守るという趣旨でございますが、平群町におきましても公共機関、民間問わずの子どもたちを温かく見守る対応策として御検討していただければと思います。

それと、これは一つお願いなのですが、生徒たちへのアンケートをとる場合に、調査の中で朝食を食べているかどうかの統計が今大変重要視されております。理由は、食事を食べていない生徒の中には、外から見えにくい家庭の諸事情が隠されていることが多いようで、何らかのいじめにあっているとか、または不登校の割合が高いということでした。我が町でもこの問題を継続して分析していただきたいと思います。

1つ目の質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

○議 長

終わりますか。

○1 番

すみません。項目の2つ目の再質問させていただきたいんですが、よろしい

ですか。続きます。

都道府県とは別に条例を定めている自治体もありますので、本町においても、奈良県では青少年の定義を6歳以上18歳未満としていますが、大阪府や京都府、和歌山県のように下限をなくし、18歳未満にしたりするなどの工夫を凝らし、福祉課との連携をとりながら安心の子育てや確かな教育をアピールすることで子育て世代の定住化促進、ひいては少子高齢化の歯どめにつながっていくのではないのでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは再質問にお答えさせていただきます。

先ほども述べられました、アンケートで朝食をとっているかということの話ですけれども、これにつきましては、全国学校実態調査の中でも調査項目にありましたので、これを現在分析作業していますので、そういったところで活用していきたいと思います。

2点目の質問の答弁ですけれども、青少年の健全育成に向けた取り組みの重要性認識に立って、改めて青少年を取り巻く社会情勢の変化に対応した、より効果的な活動を目指していくように心がけて、福祉課等や関係行政機関とも連携しながら教育委員会としても取り組みを進めてまいりたいというふうに思っています。そして、そのことが議員がお述べのとおり安心して子育てができる確かな教育につながっていき、ひいては町の活性化にもつながっていくのではないかなというふうに思っております。

○議 長

山本君。

○1 番

御答弁ありがとうございました。

私は、今後、少子化の進む時代に、一人でも多くの子どもたちを守り育てることに努力してまいります。彼らを取り巻く環境を整備することですばらしい青年に成長させることこそが、今後の平群町の発展につながると確信しております。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○議 長

それでは山本君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 （午前 11 時 48 分）

再 開 （午後 1 時 30 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 11 番、議席番号 8 番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

○ 8 番

本定例会最終の一般質問になりました。大変お疲れのところではございますが、よろしく願いいたします。議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。

空き地、空き家の敷地に繁茂した雑草等の除去について。

コミバス無料運行で歳出減を図り通園・通学バスにということで大きく 2 点についてをお伺いいたします。

まず、1 点目は空き地・空き家の敷地に繁茂した雑草等の除去についてお伺いいたします。

少子高齢化が進む中、平群町においても人口減少、若者の流出増とともに空き家がふえ、その対策として空き家バンク等も設立をされ、その解消に向けさまざまな取り組みも行われております。また、全国的に空き家等の防災、防犯、衛生、景観等の問題が多くなりつつある中、今議会において平群町空き家等の適正管理に関する条例が上程され、総務建設委員会に付託審議され、最終日に採決される予定になっています。

現実的に隣接空き地や空き家の雑草等による迷惑、衛生面からの健康被害にお困りの住民の方々も多いようです。もともと町では、平群町空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例が昭和 47 年に制定され、これまで空き家の敷地に繁茂した雑草等の除去についても運用の中である程度の対応もしてきていただいたと思いますが、今回、平群町空き家等の適正管理に関する条例が制定されることにより、空き地と空き家のそれぞれの対応する部署が異なり、これまでとは違った対応になってくるのではないかと懸念されます。そこで 5 点お伺いします。

一つ目は、空き地の定義は。空き家の敷地に繁茂した雑草の区分はどのようになるのでしょうか。2 点目は、直近 5 年程度の住民からの苦情、相談の状況はどのようになっているのでしょうか。3 点目は、文書等による必要な措置を

命じた実績等はどのようになっているのでしょうか。4点目は、代執行の代金及び執行の流れはどのようになっているのでしょうか。5点目は、雑草除去の町への業務委託制度及びシルバー人材センターとの業務金額差はどの程度あるのでしょうか。6番目は、これまでパトロール等はどのようにされているのでしょうか。

大きな2点目は、コミバス無料運行で歳出減を図り通園・通学バスにということでお伺いいたします。この提案は、本年3月議会でも質問していますが、その後の状況も含め、改めてお伺いをいたします。

3月の質問以降、西山間にお住まいの方のお話を聞く機会がございました。その方のお話によると、デマンドタクシーの話も出ているようですが、デマンドタクシーは、出かけるときはまだ乗り合いでいいのですが、帰りの手続等負担が大きく、不便な部分もあると三郷町の方から聞いています。現在のコミバスは絶対継続して今後もやめないでほしい、私の命の綱ですからとの声もお聞きしました。

3月議会で、私は、上牧町方式のシルバー人材センターへの委託及び白ナンバー自家用バスによる無料運行により、27年度のコミバス運行委託料3,000万円が1,200万円となり、燃料代も含み約1,800万円もの財政負担が少なくなる方式の紹介、提案をいたしました。また、運行時間についても1台当たり休暇も含み3人体制で対応され、朝8時10分から17時30分ごろまでお昼の運休もなしに運行されており、コミュニティバス利用者には少し御不便をおかけしますが、朝夕と幼稚園児の下校時間には、通園・通学バスとしての利用も実現可能であると提案しました。3月議会でも申しましたが、基本的に、現在の状況から見ても、交通空白地域に対して定着してきた住民サービスであるコミュニティバス路線を廃止することができない状況であるならば、根本的に財政出動も含め考え直す必要がある時期にきたのではないのかと思います。

そこで、改めて5点お伺いします。一つ目は、3月の公共交通対策特別委員会の中で、町は中央循環ルートが目標基準に達していないことの指摘に対して、一定期間新たな運行計画のもと運行し、通園の利用状況、目標基準を見ながら、今後のコミバスについて考えたいとのことでした。また、町長からの議会での答弁として、通園については保護者の方の選択により、自家用車、徒歩、自転車、電車、コミュニティバスで利用可能なようにダイヤも組んでおりますとのことでしたが、コミバスの4月から8月の通園バスとしての利用状況はどのようになっていたのでしょうか。

2番目、路線バス、コミバスも含めた今後のNCバスとの契約との協議結果

はどのような話し合いになっているのでしょうか。コミバス運行契約をやめるとNCバスの路線バス運行に対して補助金が必要となってくるのでしょうか。

3点目、北部ルートについては、東山、元山上口、平群の駅を経由せずに役場施設や病院を経由し、ハブ駅を道の駅として北部住宅地にも乗り入れをする考えについてはどのようにお考えでしょうか。

4点目、白ナンバー、自家用バスにすることにより、コミバスを通学・通園バスとして直通運行することも可能になります。通学バスは西山間1台、榎原・越木塚で1台使用後通園バスに。通園バスは若葉台・椿台から旧168号線の1台と菊美台・緑ヶ丘・上庄から大井手路線の1台で走行後、直ちにコミバスとしての走行も可能だと思いますが、いかがお考えでしょうか。3月議会で町長は、私の提案に対して、27年度実施いたします運行の状況を見ながら、山田議員の提案についても取り入れることができるなら取り入れていきたいとの答弁でした。約1,800万円もの財政負担を少なくするため、コミバスを白ナンバー、自家用無料バスにして経費の節減を図る考えはないのでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、議員御質問の1項目めの空き地・空き家の敷地に繁茂した雑草等の除去についてお答えいたします。

まず、1点目の空き地の定義は、それから空き家の敷地に繁茂した雑草の区分はどうなるのでしょうかについての質問であります。まず、空き地の場合は、条例の中に、空き地とは現に人が使用していない土地をいうと明記されております。いわゆる住宅周辺の、住宅建築を目的とされた住宅で使用されていない土地であります。

次に、空き家の敷地に繁茂した雑草の区分につきましては、平群町空き家等の適正管理に関する条例によりまして、その中の当該条例の施行規則におきまして雑草それから立ち木等の繁茂について明記されております。なお、この条例が可決、施行されました場合は、これらの問い合わせの窓口は、まず、空き地に関しましては住民生活課ということになります。それから空き家等の場合は都市建設課ということで、窓口がそれぞれ分かれるような形になります。

続きまして、最近5年程度の住民からの苦情相談の状況はということにつきましては、平成22年度におきましては、空き地で22件、空き家等で18件。続きまして23年度、空き地で6件、空き家等で8件。24年度、空き地で4件、空き家で11件。平成25年度、空き地で6件、空き家等で16件。26

年度につきましては、空き地で4件、空き家等で35件であります。内容といたしましては、空き地等に雑草が繁茂したまたは枯れ草が密集しているとか、かつこれらが放置されていることによって生活環境が著しく損なわれているということでありまして、例えば、それ以外につきましては、空き家の場合は、庭木が繁茂し公道へ枝が覆いぶら下がり見通しがきかないとか、例えば蜂の巣がある等の内容が主なものであります。

続きまして、3点目、文書等による措置や実績等につきましては、実際ここ最近措置命令を出したというのはございません。通常のお知らせ、それからそれ以後の地主さんとのやりとりで何とかそこまで至っていないということによっております。

次に、4点目の代執行の代金及び執行の流れはどのようになっているかにつきましては、代金は必要な経費を精算し請求することとなりますが、町への委託金と同額程度になると思われまして、執行の流れは、空き地が危険な状態にあると認めるときは、当該空き地の管理者に対し、期限を定めて除草、その他当該危険な状態を除去するために必要な措置を命じ、措置命令を受けた管理者が所定の期限までに履行しない場合は、必要に応じて行政代執行に基づき執行するという形になるというふうに思っております。

続きまして、5点目です。雑草除去の町への業務委託及びシルバー人材センターとの業務金額差はどの程度あるのかということでございます。

町への業務委託につきましては、雑草等の除去についての通知の中で、町に委託される場合の選択肢をお示しし、回答はがきにおいて委託申請を返送していただくということになっております。また、委託料につきましては、撤去処分を込みまして、現在、平米当たり108円ということになってます。これにつきましては、まず業者への委託ということになるんですけども、業者への委託につきましては、町のほうで、ことしは7社による見積もり合わせを行い、業者決定をしておるということでございます。その場合の、町が業者に支払う平米あたりの単価は78円で委託しております。なお、108円との金額差につきましては、通知等のこちらへの事務費ということによっていただくような形になっております。また、シルバー人材センターとの金額の差でありますけれども、これにつきましてはシルバーの事務局に確認しましたところ、平米単価との基準はなく、あくまでもそれぞれの現地に応じてそこでの見積もりを個別に作成しているということで、ちょっと金額の比較は難しいかなというふうに思っております。

それから6点目のパトロール等はどうかしているのかということでございます。過去の状況等におきまして空き地の台帳を作成しております。年2回、春

と秋に実施し、これにつきましては、職員2人体制、ペアで数日かかって、春、秋に点検を実施しておると。また、苦情相談、先ほどもありましたように、苦情がありました場合は必ず現地のほうに出向きまして確認し対応しておるという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山田君。

○8番

ありがとうございます。

何点か再質問させていただきます。

1番目、空き地の定義ということで、条例に載っているとおり、それはわかっています。現に人が使用していない土地であると。何でそういうことをお聞きしたかということ、ここで確認したかったのが、今言葉でしっかりありましたけれども宅地であると、住宅地の部分であるということも確認したかったということで、あえてお聞きしたんですけれども、その中で空き家部分の敷地に繁茂した区分けということで、今、お答えとしては、空き地についてはこれからは住民生活課で、空き家、家がある部分については都市建設課で対応するというお答えをいただいた。このことについては、ほかの部分も含めて再度、後ほどお聞きするんですけれど、ここで2点目に移りますと、5年程度の空き地と空き家の苦情と相談をいただいたんです。当然これまでも、空き家については立ち木の苦情もあったということも今お話をいただいた。きのう、ほかの議員の質問の中でも答弁があったんですけれども、立ち木というものに関しては財産等の問題もあって容易に対応することが難しいという答弁もあったんですけれども、私はここであえて、立ち木は別として雑草等についてのことでお聞きしているんですけれど、空き家等の苦情相談の中で、今、数を何点かお話していただいたんですけれど、基本的にこの苦情については、対応はスムーズにされたという理解でいいのかどうか。といいますのは、後で聞いているんですけれど、条例の中で、先ほどそういう答弁もあったんですけれど、措置命令としてそういう苦情があって、特に措置をしなければならないというときは、管理者に町長が15日以内の期限を定めて文書で命ずることができると、その上での行政代執行になっていくと思う、手続上で行政代執行はされていないということなんですけれども、そういう意味で文書による、口頭での通告というんかお願いというんか、それだけ以外で、文書で、今まで通告された例があるのかどうかということを確認したいということが2番目です。

3番目で、必要な措置、3番目でおっしゃっている文書というのは、役場が

出されている雑草の除去についての通知という文書だと思うんですね。先ほど言った文書というのは措置命令の文書なんです。これは通知の文書なんですけど、通知の文書で、きのうの答弁の中でも数字をおっしゃっていたんですけど、確認件数と通知件数と委託件数がそれぞれあって違いがあるわけですね。この違いの中で、それぞれの差というのは、要は確認、24年度であれば1回目で153件の確認件数があって、そのうち確認したけど80件が通知をした。ということはそれ以外は大丈夫だという、特に問題がない、自主的に刈られているんか、もう繁茂した状態になっていないということだと思うんですけど、通知をされた80件のうちの39件が町に委託を受けたということ。その差については、適正に、御本人が処理されたということになるのか、その辺のことについてお聞きしたい。それが3点目です。

4点目は、代執行が今までにはなかったということで、流れというのは先ほど申しましたように、文書を通知して、今まではされてないけど、これを読むだけでは15日で代執行までいけるのかなというふうに勘違いしてしまうんですけど、そのことはないということで、なければそれでいいんで、このことは結構です。

5点目、町の委託制度、108円というのは条例か規則かどっかにも載っていたんですけど、それはそれで適正に通知されて、シルバー人材センターとの金額差ということは、シルバー人材はその場所場所によって値段が決まってないので金額差は比較できないということだったんですけど、それはそれで、シルバーのことなんでいいんですけどね、また108円との差額も含めて、今回は、町に委託を受けた分は、7社の業者で見積もり合わせして、見積もりの結果平米78円でどなたかの業者がされた、その差額については町で事務費としていただいたということで、それはそれでスムーズな流れでいいと思うんです。僕はそのことはすばらしいと思うんです。シルバーとの金額差ということなんですけど、これも含めて1点目と一緒にまたお聞きしたいんです。

最後のパトロール体制については、空き地の台帳をつくって、それに基づいて町内を2度巡回されると、大変な業務量だと思うんですが、それはそれで住民の苦情も含めてしっかりと町行政として対応していくということで、それはいいと思うんですが、その辺でパトロールやっただけでいいということではないと思うんですが、今後、要は、1点目にお聞きした空き地と空き家の区分の中で、パトロールも含めて、対応も含めてなんですけど、そのこともちょっとお聞きしたいんですけど、そのことは、今までの質問を一旦答弁いただいてからまたお聞きしたいと思います。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

たくさん再質問いただきまして、もしも抜けていましたらまた言っていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の空き地と空き家の区分ということで、先ほど言いましたように、今後、条例が可決、施行された場合はそのような形でやっていくということで話はしております。ただ、今まで当然うちのほうに、空き家に関しましても同じような苦情というのがありますので、当然そういうデータというの何ぼかありますので、当然スムーズにやっていくためにもその辺の引き継ぎというのはきちっとしていきたいと思えますし、場合によりましては、ともにやっていかなければならない点もあるのかなというふうには思っております。

それから、文書による通告はなかったのかということですが、これにつきましては、先ほど当然の通知、空き地に関します通知というのは行っております。それ以外にも、場合によりましては、通告という形ではないですけど、あくまでもお願い的な啓発も兼ねた部分ですけども、これは何件出したということはちょっと記録にないのでわかりませんが、当然そのような文書も出したりしておりますし、まずはやっぱり、連絡がつかましたら実際管理されている方と直接お話しするというを中心に行っているような形でございます。

それから、3点目の確認と通知と委託ですね。これは議員もおっしゃっておりますように、これだけの確認件数がまずあると。確認しに行きまして、その中で、自分で当然確認したときにやられてる場合もあります。そういう場合はもう通知はいたしません。これは当然、雑草等を除去していただく必要があるという場合は通知させていただいているということでございます。それから、委託になって数が変わっていくというのは、これは町のほうに委託してもらう分と、それから御自分でしますというお返事ですね。それから御自分でやられたりとか、先ほどありますようにシルバー等にもお願いされるのかなというふうに思っております。当然それで実施されてない場合は、また再度どうされるのかという、どうしておられるのかということも含めて、またこちらから連絡させてもらうという形になるというふうに思っております。

それから、4番目の15日でいけるのかどうかということなんですけども、これも余りそういう実例というのがないので、実際のところどうかというのは想定はなかなかできないんですけども、いずれにいたしましても、非常に御近所に迷惑をかけておられることなので、この辺につきましては、やっぱり早期に対応していく必要があるのかなというふうには思えますので、こういうふうな形になっているというふうにも思っております。

それから、町が実施する場合とシルバーとの差額なんですけども、これは先ほど申しましたように、ちょっとなかなか比較しづらいということで、御返事はもらっておりますけど、ただ、うちも独自でどれぐらいかなというのは見ておるんですけど、その中では、うちの金額とそんなに大きな開きはないのかなというふうには思っております。

それから、空き家のパトロールですか。これは後でもいいですか。

○議 長

山田君。

○ 8 番

ありがとうございます。

今のお話をいただいても、通知されてその後もどうなっているのかということに対して追跡調査もしていただいているのかなというふうに印象を受けました。そもそも私がこういう質問をする経緯と申しますのも、実は、あるお家、南部のほうなんですけど、家が比較的新しくて、3年程度しかたっていないような新築の家なんですけど、なぜかお住まいになっておられなくて、その部分の敷地に草が異様なほど繁茂したと。そのときにですね、結局、これから先を考えましても、そのときに住民生活課のほうも対応していただいたんですけど、基本的には空き地の条例がなかなか適用できなかったんですよね。所有者を探していただくのも、かなりいろんな手続上苦労されたと。庁舎内でいろんな横の連携とりながら調べていただいたと。それでも結局はお願いしていただくしかなかったと。空き地の場合は適正に役場のほうで対応できるんですが、空き地、家が、変にと言いますか、ありますと対応できない。そのことで住民にとっては、同じ隣接地で同じ状況であれば、家があるのとないのだけで役場の対応が変わってくるという不可思議な現象が起きてくるのかなと。条例のもとでは対応する部署も別、対応の仕方も変わる。しかし、住民にとっては、そんなことは同じ被害に遭っているだけで、これも何とか対応していくように溝を埋めていく必要があるのではないかとということで質問させていただいたわけです。そこで、先ほども含めて何点かお聞きしたいのは、まず、先ほど言いましたように、委員会の中でも話が出たんですが、特定空き家にまず該当しなければ、行政からは何らかの指導は、特定空き家と空き家とは違う状態で、特定空き家の区分の中に雑草等の部分も規則の中に入っているんですが、私の考えが間違っているのか、今回の空き家条例については、基本的には老朽化した建物が危険な状態にあることを放置できないということが大きな目的の一つであると思うんですが、空き家の中で、先ほど言いました3年程度の新築の建物の中で、その敷地の中に草が繁茂している状態であるときに、これ特定空き家になかな

か指定しづらいと思うんですよ、通常の空き家になってしまうと思うんですね。その辺の考え方はどうなのか、それが1点。

もう1点は、先ほどは、空き地については年に2回、台帳をもとにパトロールも含めて追いかけてやっていくと言うんですけど、空き家について、家がある敷地についてはそういうふうに追いかけてやっていくのかどうか、当然、きのうも出ていましたけど、立ち木、庭木等があるときにはなかなか財産的な問題もあって難しい部分もわかるんですが、ケース・バイ・ケースで、先ほど申しましたように、庭木も何もない、家があるだけの敷地で家が新しい、こういった場合に、今後町としては住民に対してどういうふうな対応をされていくのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは再質問にお答えいたします。

まず、1点目の空き家の考え方の御質問でございます。平群町空き家等の適正管理に関する条例につきましては、本定例会の初日に上程させていただいております。また、総務建設委員会でも御説明させていただいたということでございます。まず定義、条例の第2条なんですけども、この中で空き家等ということで定義を明記をさせていただいておりますけども、ここで、「町内に存する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないものが常態であるもの及びその敷地」と。これにつきましては、その敷地というのは立ち木その他土地に定着するものも含むということでございます。その2項の中で特定空き家の定義を明記しております。特定空き家と言いますのは、そのまま放置すれば倒壊もしくは保安上危険となる恐れのある状態、もしくは衛生上有害となる恐れのある状態。それと適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、それとその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められるといったことが記載されております。ここで、今、議員御質問の立ち木あるいは空き家の敷地の中で雑草が繁茂しているときにどういった対応をするのかということであろうかというふうに思いますけども、まず、空き家の定義の中で、「建築物又はこれに附属する工作物であって」という、まずこの定義がございますので、当然何らかの建築物が建っているというのが条件でありますので、そういった敷地の中ということでございます。立ち木とか雑草というのは、恐らく特定空き家の定義の中で、その他周辺的生活環境を保全するために放置することが不適切、あるいは適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なってい

る状態と、この項目に該当するのではないかというふうには想定されます。ただ、これにつきましては、それぞれ現地の状況、要するにその周辺にどれだけ影響を与えるのかと、その辺のところはいろんな部分を総合的に判断する中で、この件について行政がいかにかどう判断するかという、行政が関与するかどうか、本来はやはり所有者がみずからがみずからの責任においてこういった処置をしていただくというのが原則でございますので、どのレベルで行政が入れるかという、これはなかなかいろんなケースがありますので、そのケースに応じた形で処置をしてまいるといことになろうかというふうに思います。

2点目でございます。パトロールの関係の御質問でございます。今、私ども都市建設課が考えておりますのは、できるだけ地域の方々に啓発を行いまして、地域の方々から情報入手したいと考えております。それ以外にも、道路管理者のほうで月に2回道路パトロールを行っております。そのときに合わせてということもありますし、いろんな情報の入手の仕方がありますけども、まだ具体的にパトロールをどうするかというその辺の体制整備ができておりませんので、まずは住民の通報によりそういった情報を入手していきたいと考えております。

○議長

山田君。

○8番

ありがとうございます。これはどちらの条例もそれなりにすばらしいんですけども、新しい条例とのはざまというか、その中で行政が部署をまたがって対応していただきたい。要は、例えばそれぞれがパトロールするんじゃなくて、住民生活課のほうで空き地も含めたそういうパトロール、当然雑草と立ち木については取り扱いもいろいろ、さまざまその都度のそれぞれの物件によって対応も変わってくるかもわかりませんが、住民にとってみると、そのことでかなり、私の紹介した方も、子どもがそのことによって虫に刺されて大変なことになって病院に行かなければならなくなったとか、それでも他人の敷地に入っとなかなかそういうことも対応できないといういろんな問題もございました。幸い住民生活課のほうでしっかりと対応していただきましたけども、今後、平群町はならないと思いますけど、部署でたらい回しなるようなことのないようにしっかりとその辺の連携をとって対応していただきますことをお願いいたします。質問はこれで終わります。

○議長

続きまして、2点目に入ります。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは2項目のまず1点目として、コミバスの4月から8月の通園バスと

しての利用状況についての御質問がありましたのでお答えさせていただきます。

本年4月のゆめさとこども園の開園時、保護者送迎駐車場の運用課題もあって、約1カ月にわたって保護者の通園状況調査を行い、その際、コミバスの利用状況調査もあわせて行ったときのデータでは、登園時のみでしたけども1日平均で2.8組の親子の方が利用されておりました。ちなみに、コミバス担当課でございます総務防災課の乗降記録データをもとに集計した数字でいいますと、こども園での乗降者数は、4月は21日間の運行があつて、乗降者の延べ人数は登園、降園を合わせて133人でしたので、1日の乗降者数については平均で約6.3人でした。続く5月は18日間の運行で延べ97人、1日の乗降者数は平均5.3人、6月については22日間の運行で同じく延べ117人の1日乗降者数の平均は5.3人、7月は22日間の運行で同じく延べ99人で1日の乗降者数は平均4.5人、8月はこども園が夏季休業中ですので延べで10人の乗降がありました。なお、参考までに、こども園の現場の話としてですけども、自転車で送迎をしている保護者15人の方がおられるんですけど、そういった方については雨天時にコミバスを利用されている方もいるというふうに聞いておりますし、6月に行いました家庭訪問での保育教諭の聞き取りの中では2人の保護者がコミバスを利用して送迎するというふうに聞いております。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、2点目のNCバスとの協議結果は。コミバスを廃止すれば路面バスの補助金等の必要になるのかに御答弁申し上げます。

2点目のNCバスとの協議については、コミバスの運行上、協議等は随時行っておりますが、コミバス運行委託契約をやめた場合の路線バス運行にかかる補助金が必要になるのか、補助金の金額はなどコミバス委託契約の廃止に伴う具体的な協議は現在行っておりません。バス事業者との定期的な協議の中で長期的な考え方や動向などは注視してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、3番目のハブ駅を道の駅にして、北部住宅地にも無料バスを乗り入れてはどうかという御質問でございますが、現在、道の駅からコミバス乗車や道の駅での下車は比較的少なく、コミバスのバス停の中では利用の少ないバス停となっておるのが実情であります。したがって、ハブ駅としての活用は現在のところ難しいと考えます。また、北部地域の住宅の無料バスの乗り入れにつきましては、民間バスと競合するため難しいというふうに考えておると

ころでございます。

4番目のコミバスの運用方法に関する御質問にお答えいたします。白ナンバーに変更後、自家用バスとして通学・通園や、現在乗り入れていない住宅地などを走行するという御提案でございますが、現在いろいろな角度からコミバス運行について御提案、御意見等もいただいております。現在のコミバスは平成23年から実証運行しており、本来であれば平成26年度において検証しなければなりません。事業検証を1年延ばし、平成27年度において事業検証することというふうに御答弁もさせていただいております。議員の提案については貴重な御意見として承っておきたいというふうに存じます。

また、先ほど馬本議員からも御指摘もいただき答弁させていただいておりますように、本年度をめぐりに一定の、町としての方針を示させていただき、また御議論いただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、5番目のコミバスを白ナンバー、無料バスにして経費の削減を図る考えはないのかという御質問でございますが、ことしの3月議会でも山田議員のほうから御提案をいただきました。3月議会での答弁の繰り返しになるかもわかりませんが、27年度のおおむね1年程度、現在コミバスの運行を実施させていただき、その実績の推移を見ながら議員の御提案についても取り入れることができるようであれば、考えを取り入れていきたいという答弁をさせていただいております。いずれにいたしましても、4番に答弁させていただきましたとおり、今年度中に現在コミバスの運行にかかる事業検証を行い、公共交通対策特別委員会あるいは議員の皆様へ御説明もさせていただき、地域公共交通会議に諮ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうか御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長

山田君。

○8番

ありがとうございます。午前中にもこの件についてはよく似たことで馬本議員のほうからも質問があったので、答弁もダブってくるころがあるのは当然だと思います。何点かだけお聞きしたいというか、何点か考え方をお聞きしたいんですけど、あえて、1番目の部分での通園バスの利用状況についてお聞きしたんですけども、何のためにお聞きしたか。3月に聞いたときには5人から7人の予定であるという御答弁だったんですけど、また、コミュニティバスの運行の目的からも言いまして、町長の答弁にもありましたように、コミュニティバスを幼稚園にまで走行することによって利用者がふえることを望んで、それ

も含めて今後検証していくという御答弁だったと思う。結果として明らかになっているんですよ。当初の予定よりもこども園の通園バスとしての利用者は少ない。コミュニティバスとしての利用は伸びていない。保護者の負担は大きい。これこそ今の状態が本当にいいのかということになってくると思うんです。それはそれで、結果としてなんで答弁も結構です。このことは全体的に考えなければならぬので答弁結構なんですけども、2番目のNCバスとの協議は行っていない。午前中もありましたけれども切羽詰まっているわけでしょう。そんなんどうなっていくんだというNCとの協議はすぐにでも必要ではないかなと思うんです。

どれがどれというわけではないんですけども、3番目のハブ駅は道の駅としてということは、道の駅での利用者が少ない、北部地域との競合になるので難しい、だから僕は言っているじゃないですか。なぜハブ駅、ハブ駅1番いいのは、当然誰が考えたって平群駅でしょう。それをなぜ私はハブ駅を道の駅という提案をしているかということのみそまで考えていただけない。これは、あえて無料バスの提案をしているんですけど、そのことによって北部地域もやっぱり走らせてはどうかと、北部の方々は、当然駅に行くのは便利かもわかりませんが、基本的に公共施設であったり病院の多い部分であったり、南部の公共施設であったり、行くの大変不便。そのことを重点に置くことによって、ただし路線バスもせつかく、路線バスは通勤者等の利用が一番大きいとは思われるので、その辺についてはしっかりと競合しないように守っていく。北部の方、申しわけないですが駅へは行きませんよと、公共施設、そのためには道の駅で乗りかえる、道の駅で買い物しようかなと思っていただいたらいろんなこといいのではないかとということでこういう提案をさせていただいている。このことは、わかりました、やりましょうというわけにはいかないのはもちろん当然なので、このことも含めて考えていただきたいということで、端的に難しい、できません、これでは前向いていろんなことが進んでいかないのではないかとというふうに思いますので、申し上げます。

その次の通学バス、これは3月の質問の中でも、そうすると平群町全域を通学バスは走らなければならないとか、またそんなことの答弁があったんです。今回はなかったですけど、平群小学校、平群東と西が統合することによって、教育委員会からも資料をいただいたんですけど、平群東小学校から2キロ圏外を超えている地域、越木塚、西山間、榎原、この地域をどうするかということは、やっぱり行政としても子どもの通学の安全から含めて考えていかなければならない、当然それ以外、白石畑が現在おられるようであればそれも本来は考えていかなければならないんですけど、まずそういう意味では通学バスとして、

無料バスを今後走らせるということも大事ではないか。このことを全部、私が言いたいのは、しようとする緑ナンバーではどうしてもできない部分がある。バスをもっと台数をふやす必要がある。そうすると経費も必要になってくる。そういう意味で最後のコミュニティバス、無料バスにして経費の節減を図るということで、上牧町のやり方を紹介させていただきました。現在、3台で3,000万円かかっています。歳入等も引くとですね。当然その半分が、午前中もありましたように、先行型地方創生交付金で賄われている。28年度はどうなるかわからない。3,000万円が必要になってくる。私の言っている提案では1,200万円です。1,800万円の財政出動を省ける、このことが常々おっしゃっている逼迫する財政、厳しい財政とおっしゃっているならばいち早く削っていく必要があると思うんです。そのことをしないでほかのことで財政の歳入をふやそうすること自体に、歳出を減らすことは一番大切ではないかという、私はそう考えるんですけど、そういった意味で、午前中先ほども答弁のあったように、年内の早い時期に代替手法を取り入れると先ほど答弁ございました。それはそれで結構なんですけど、本来は、この質問を私がさせていただくまでにシミュレーションとしても本当に1,200万円です。済むのか検討していただいて、答えは出ていなくても検討の課題に入っているのではないかなと思うんですけども、そのことについてはどのようにお考えですか。

○8 番

総務防災課長。

○総務防災課長

先ほども御答弁させていただいておりますが、いろんな意見とか要望も含めていただいております。23年からこのコミュニティバスを運行して、いろんなルートの変更あるいはこども園の対応も含めてしてきたわけがございます。町としましては、ある一定ですね、やはり検証運行から実証運行に向けてどこかで線を引かなきゃならないと思っておりますし、代案についてもですね、当然一定の方向を示させていくことが町の責務だと思っておりますので、御理解いただきますようによろしく申し上げます。

○議長

山田君。

○8 番

何度言ってもこれから決めるとおっしゃっているんですから、ただ、早い時期に決定していかなければならない、今の現状の中で、やはりコミュニティバスを西山間特にやめていくというわけにはいかないわけでしょう。それをいか

に財政出動を少なくするか、大きな課題だと思いますよ。そういう意味でしっ
かりと、早いうちに検討していただきたいということをお願いをしまして、一
般質問を終わります。

○議長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時20分)